茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想

2018 - 2027

平成30年(2018年)3月 長野県 茅野市

【目次】

第1章 基本構想策定の背景と目的	1
1-1 基本構想策定の背景と目的	1
1-2 バリアフリー法の概要	2
1-3 基本構想策定に係る基本的な考え方	4
第2章 茅野市の現況把握	7
2-1 市の概況	7
2-2 上位・関連計画等	25
第3章 市民意向の把握	36
3-1 既往アンケート調査結果からの市民意向	36
3-2 まち歩き点検	38
第4章 茅野駅周辺地区のバリアフリー化の問題点と課題の整理	44
第5章 茅野駅周辺地区における移動等円滑化の考え方	45
5-1 基本的な考え方	45
5-2 茅野駅周辺地区の移動等円滑化の基本方針	46
5-3 目標年次	46
5-4 重点整備地区の設定	47
5-5 生活関連施設の設定	50
5-6 生活関連経路の設定	51
第6章 移動等円滑化のために実施すべき事業	53
6-1 移動等円滑化のために実施すべき事項の考え方	53
6-2 事業の内容	54
第7章 バリアフリー化の推進に向けて	60
7-1 特定事業計画の作成	60
7-2 協働のまちづくり	61
7-3 継続的な取組の推進	62

第1章 基本構想策定の背景と目的

1-1 基本構想策定の背景と目的

我が国は近年、急速な高齢化と少子化による人口減少社会への対応が重要な課題となっています。

また、障害者が障害のない人と同じように生活し活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念や、あらゆる人が利用できることを考慮したものづくりやまちづくりを行う「ユニバーサルデザイン」の考え方が浸透しつつあり、障害者が障害のない人とともに活動し、行動できるためのサポートや支援が充実した社会の形成が求められています。

さらに、高齢化への対応や障害者の社会進出等への促進をより進めるために、平成 18 年 12 月 20 日に「交通バリアフリー法²」と「ハートビル法³」が統合された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)」(以下、「バリアフリー法」という。)が施行されました。

こうした中、茅野市でも「茅野市民プラン(第4次茅野市総合計画)」、「茅野市都市計画マスタープラン」においてノーマライゼーションの実現やバリアフリーのまちづくりを掲げ取り組んできましたが、さらに、高齢者や障害者、子ども等をはじめ、誰もが安全・安心で快適な日常生活を営むことができるよう、公共交通機関や歩行空間の移動の円滑化、公共施設をはじめとする施設のバリアフリー化の推進が求められています。

このため、この取組を推進するため、行政はもとより市民や関係機関が連携、協力を図りながら、「茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想」(以下、「本基本構想」という。)を策定し、高齢者や障害者、子ども等をはじめあらゆる人が暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取組を進めます。

¹ ノーマライゼーション:障害のある人もない人も、高齢者も若者も、誰もが等しく家庭や住み慣れた地域で、お互いに人間として尊重しながら、普通の生活ができるようにしていくという考え方。

² 交通バリアフリー法:「高齢者,身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律68号)」。鉄道駅,空港,バスターミナル等,公共交通機関の旅客施設の新設と大規模改築等のバリアフリー化を義務づけた法律。バリアフリー法の施行により廃止。

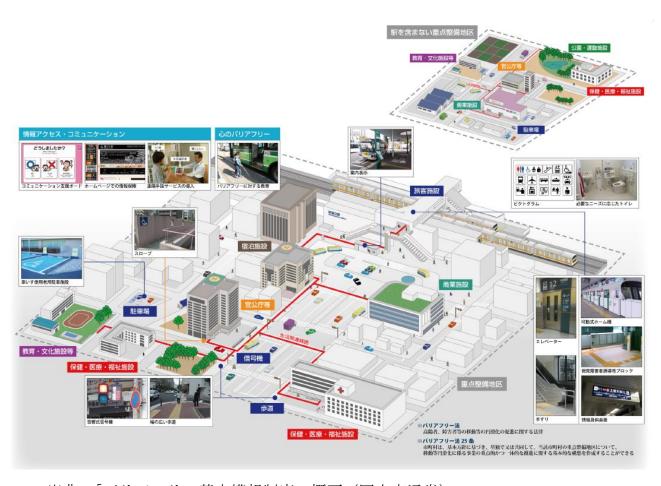
³ハートビル法:「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律 (平成6年法律44号)」。病院、劇場、集会場、展示場、デパートなど不特定かつ多数の人が利 用する政令が定める公共施設において、出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレなどを高齢 者や身体障害者が支障なく利用できるよう対策を促す法律。バリアフリー法の施行により廃止。

1-2 バリアフリー法の概要

(1) バリアフリー法の概要

バリアフリー法では、高齢者、障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者)、妊産婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することとされています。

この、法律に規定されたバリアフリー基本構想は、旅客施設を中心とした地区や、 高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区(「重点整備地区」)において、公 共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を 重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区におい て、「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。



出典:「バリアフリー基本構想制度の概要(国土交通省)」

図 1-1 バリアフリー化のイメージ

(2) バリアフリー法の基本的枠組み

バリアフリー法では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進するため、以下のような枠組みを定めています。

基本方針(主務大臣)

- 移動等の円滑化の意義及び目標
- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動 等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- 市町村が作成する基本構想の指針

筀

関係者の責務

- · 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展(スパイラルアップ) 【国】
- ・ 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務 既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- 旅客施設及び車両等
- 一定の道路(努力義務はすべての道路)
- 一定の路外駐車場
- 都市公園の一定の公園施設(園路等)
- ・ 特別特定建築物(百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等 が利用する建築物)

特別特定建築物でない特定建築物 (事務所ビル等の多数が利用する建築物) の建築等に 際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務

(地方公共団体が条例により義務化可能)

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想(市町村)

- 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、 障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の 地区を重点整備地区として指定
- ・ 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に 関する基本的事項を記載 等

協議

協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

事業の実施

- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務(特定事業)
- ・ 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援措置

- ・ 公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- 認定を受けた事業に対し、地方公共団体が 助成を行う場合の地方債の特例 等

移動等円滑化経路協定

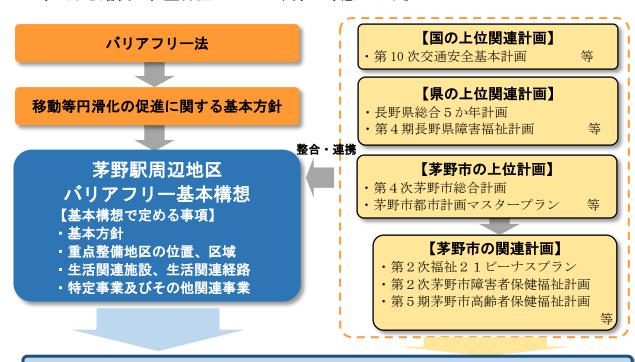
重点整備地区内の土地の所有者等が締結 する移動等の円滑化のための経路の整備 又は管理に関する協定の認可制度

資料:国土交通省 HP

1-3 基本構想策定に係る基本的な考え方

(1) 基本構想の位置づけ

本基本構想は、バリアフリー法や国の基本方針に基づき、茅野市におけるバリアフリー化の整備方針を明確にするとともに、具体的なバリアフリー化事業を定めることで、市内のバリアフリー化を推進するものです。策定にあたっては、上位・関連計画の考え方を踏襲し、整合性について十分に考慮します。



茅野駅周辺地区におけるバリアフリー化の実現

図 1-3 本基本構想の位置づけ

(2) バリアフリー基本構想で定める事項

本基本構想では、旅客施設を中心とする地区、高齢者、障害者等が利用する施設が 集まった地区(重点整備地区)について基本構想を策定します。

また、基本構想では、重点整備地区において、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために必要な事業を特定事業として定めます。

一バリアフリー基本構想で明示すべき事項(バリアフリー法 第 25 条)

- 1. 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針
- 2. 重点整備地区の位置・区域
- 3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- 4. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
- 5. その他事項
 - ①4と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
 - ②自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備
 - ③その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(3) 策定体制と策定の進め方

基本構想の策定にあたっては、学識経験者や利用者(高齢者団体、障害者団体、区長会等)、関係事業者(商工関係団体、公共交通事業者、公安委員会、道路管理者、庁内関係部署等)など様々な関係者の協力のもと、茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会と庁内検討組織による体制を基本として、利用者や関係事業者間の協議・調整や合意形成の円滑化・効率化を図りながら検討を進めます。

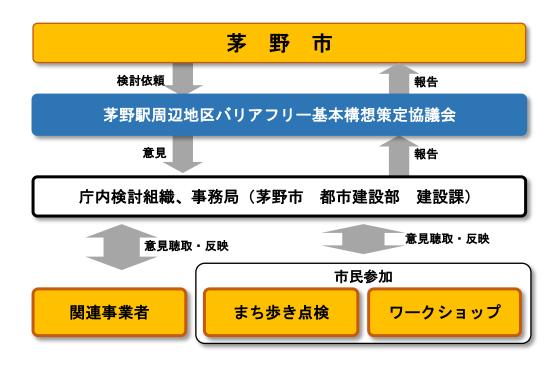


図 1-4 策定体制



茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会

- ・協議会の設置
- ・基本構想策定の目的・考え方と検討の進め方

まち歩き点検、ワークショップの実施

茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会

- ・茅野市の概況と上位関連計画について
- ・市民意向、まち歩き点検、ワークショップの結果報告
- ・移動等円滑化の基本方針と重点区域(案)、生活関連施設(案)、生活関連経路(案)について

市民参加



パブリックコメント 平成 29 年(2017年) 10月 20日~11月 20日

まち歩き点検、ワークショップの実施

専門部会

関連事業者への検討依頼、個別調整

市民参加



茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会

- ・移動等円滑化に関する事項の検討
- ・特定事業 (案)、基本構想 (素案) について

パブリックコメント 平成30年(2018年) 2月16日~3月2日

茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会

・基本構想(案)について

基本構想の策定

図 1-5 バリアフリー基本構想策定の流れ

2-1 市の概況

(1) 位置·地勢

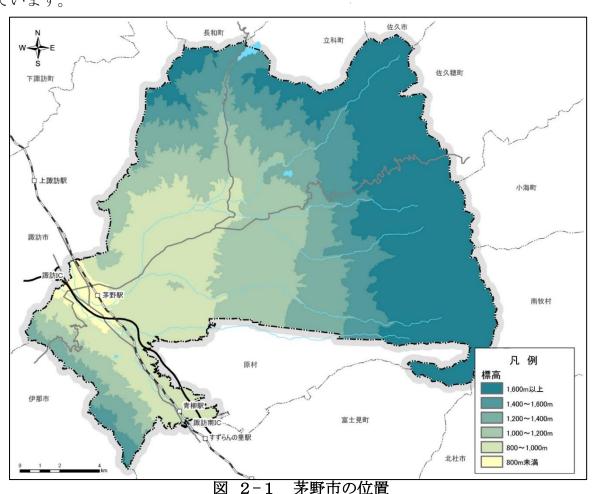
す。

茅野市は、長野県の中部のやや東よりに位置する諏訪盆地の中央にあり、八ヶ岳西側の広大な裾野に広がる緑豊かな地域です。東は八ヶ岳連峰を境として南佐久郡・佐久市に接し、北は大河原峠、蓼科山、大門峠等により北佐久郡・小県郡に接し、西は諏訪市に、南は富士見町・原村に接していま

総面積 266.59km² におよぶ、広大な市域を 有しており、この市域の4分の3が森林を占 め、良好な自然環境の中で生活、文化、産業 の基盤が展開しています。

JR中央本線、国道20号及び中央自動車道が市の西部を通り、茅野駅を中心に市街地が形成されています。また、茅野駅を中心に放射状にのびる国道152号、国道299号などの道路が市の動脈として重要な役割を果たしています。



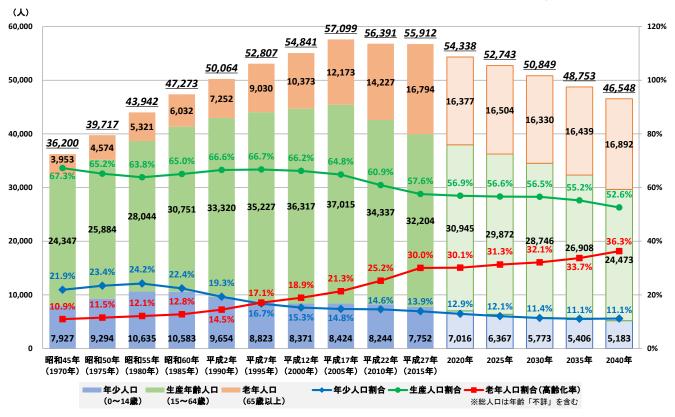


(2)人口

茅野市の人口は約5万6千人(平成27年(2015年)国勢調査)で、平成17年(2005年)をピークに、ゆるやかな減少傾向にあります。

一方、高齢者は増加傾向にあり平成27年(2015年)では約1万7千人で高齢化率は30.0%となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、茅野市の将来推計人口は、2040年には約4万7千人にまで減少し、昭和60年(1985年)とほぼ同水準になると推計されます。また、2040年の高齢化率は、36.3%になると推計されており、平成27年(2015年)の30.0%に比べ6.3ポイント上昇することが見込まれます。



資料:【昭和45年(1970年)~平成27年(2015年)】総務省統計局「国勢調査」 ※総人口は年齢「不詳」を含む 【2020年以降】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

図 2-2 総人口



(3) 障害者の状況

平成28年度(2016年度)の身体障害者手帳の保持者数は2,019人(人口比3.62%)、療育手帳所持者数は391人(人口比0.70%)、精神障害者健康福祉手帳所持者は400人(人口比0.72%)となっており、10年前(平成19年度(2007年度))と比較すると各障害者手帳の保持者数及び人口に対する割合は増加している状況がうかがえます。



図 2-3 身体障害者手帳所持者数の推移

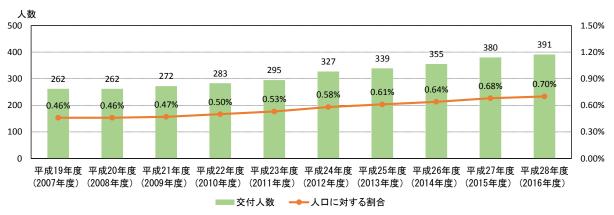


図 2-4 療育手帳所持者数の推移



図 2-5 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(4) 主な公共・公益施設

主な公共・公益施設については、茅野市の交通拠点である茅野駅を中心として、一般的に徒歩圏とされる半径 1km よりやや広めの 1.5km 圏域を調査対象範囲として、範囲内の官公庁、旅客施設、教育・文化施設、保険・医療・福祉施設、商業施設、公園・運動施設と、その他施設として路外駐車場、主要な神社を主な公共・公益施設として次頁以降に整理しました。

それらの各施設の分布をまとめると下図から、主な公共・公益施設は市役所周辺や宮川地区 (中河原・茅野付近) の茅野駅から 1.0km の圏域に集積している状況がわかります。

種類

区分



図 2-6 主な公共・公益施設の分布

① 官公庁、旅客施設

茅野市の交通拠点である茅野駅とその周辺の官公庁、金融機関等施設(郵便局、銀行)、旅客施設等の分布状況を下図に示します。

これによると、市役所、警察署など官公庁は茅野駅から 1.0km 圏域内にまとまって 10 施設があり、その多くが茅野駅の東側に分布しています。

また、金融機関等施設は 1.5km 圏域内に 16 施設があり、その多くは茅野駅・市役所周辺や宮川地区の国道 20 号沿いの茅野駅から概ね 1.0km の範囲内にあります。

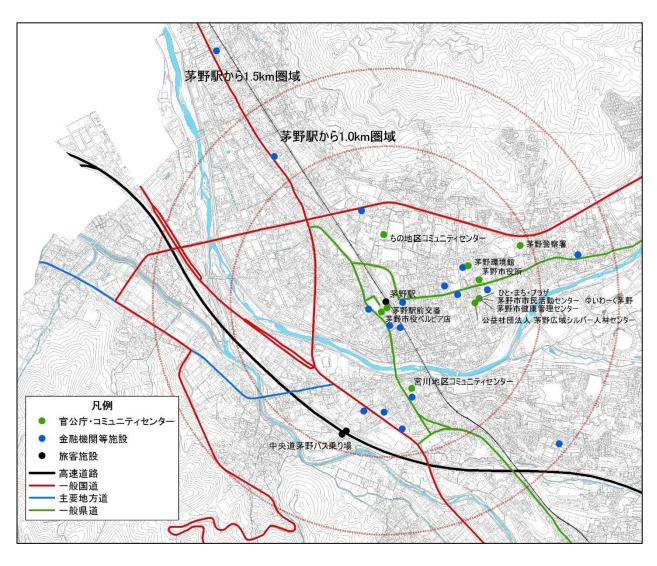


図 2-7 官公庁、旅客施設、金融機関等施設の分布状況

② 教育・文化施設

茅野駅周辺の教育・文化施設の分布状況は下図のとおりです。

これによると、教育・文化施設は茅野駅から 1.5km 圏域内に 10 施設があり、JR 中央本線の東側に多くの施設があります。

また、茅野駅から若干離れていますが、市域西側の(主) 岡谷茅野線沿線には茅野 市神長官守矢史料館が位置しています。

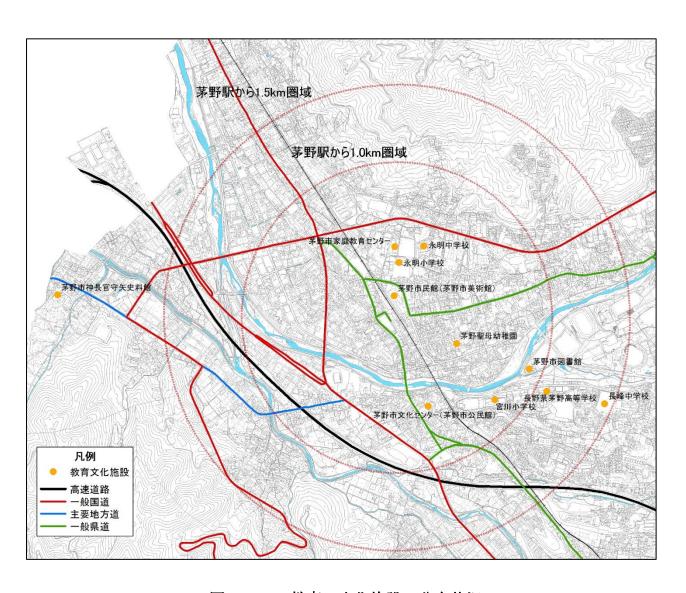


図 2-8 教育・文化施設の分布状況

③ 保健・医療・福祉施設

保健・医療・福祉施設**1の分布状況は下図のとおりです。

これによると、保健・医療・福祉施設は茅野駅から 1.5km 圏域内に 39 の施設があり、比較的、市役所周辺、宮川地区(中河原・茅野付近)に集積しています。

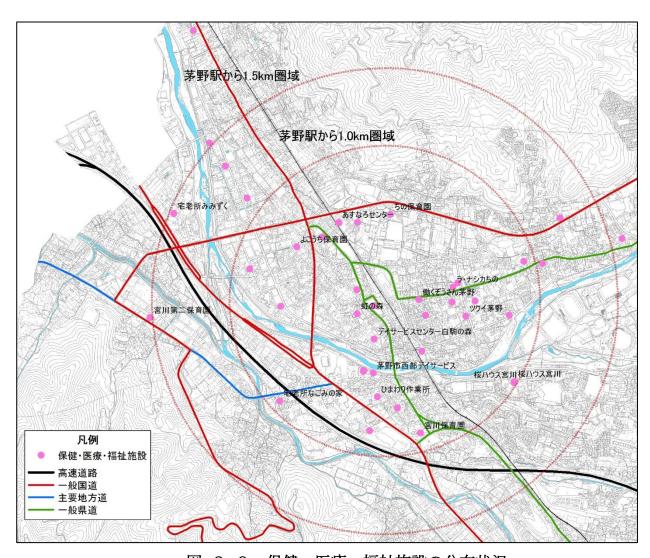


図 2-9 保健・医療・福祉施設の分布状況

保健・福祉施設: 平成 29 年社会福祉施設名簿(長野県)より、(児童福祉法に基づく保育所、 定員 15 人以上の老人短期入所施設,老人デイサービスセンター,障害福祉サ ービス事業所(就労継続支援A型、B型*2))

※2 就労継続支援A型事業:通常の事業所に雇用されることが困難であって、<u>雇用契約に基づく就</u> 労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供および 生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な 訓練その他の必要な支援事業のこと。

就労継続支援B型事業:A型に対し、<u>雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う</u>就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業のこと。

^{**1} 医療施設:長野県医療情報 Net より

④ 商業施設

商業施設として大規模小売店舗**の分布状況は下図のとおりです。 茅野駅前のベルビアをはじめとし、茅野駅から 1.0km 圏域内に 6 店舗があります。

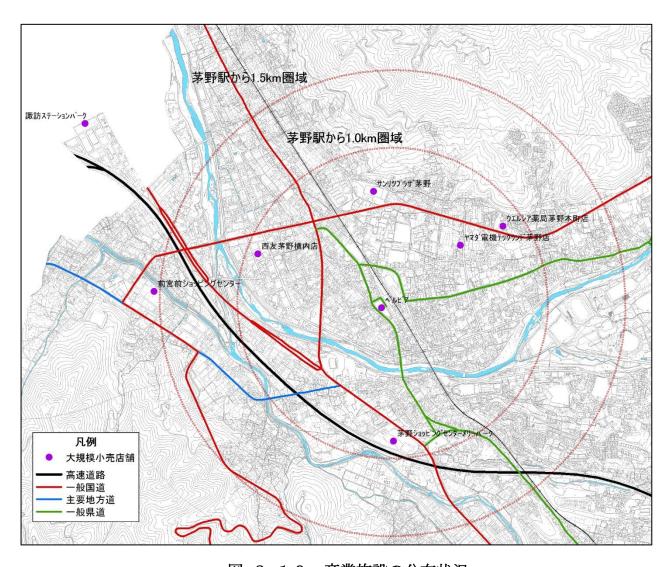


図 2-10 商業施設の分布状況

^{**}大規模小売店舗立地法に基づく、店舗面積 1,000 平方メートルを超える小売店舗で平成 29 年 3 月末時点での申請状況より。

⑤ 公園・運動施設

都市公園と運動施設の分布状況は下図のとおりです。

これによると、茅野駅から 1.5km 圏域内に公園施設 20 施設 (公園施設としての運動公園を含む。) と、体育練成館の運動施設があります。

これらの分布をみると、土地区画整理事業**に伴い整備された都市公園の多くは茅野駅の西側にあります。

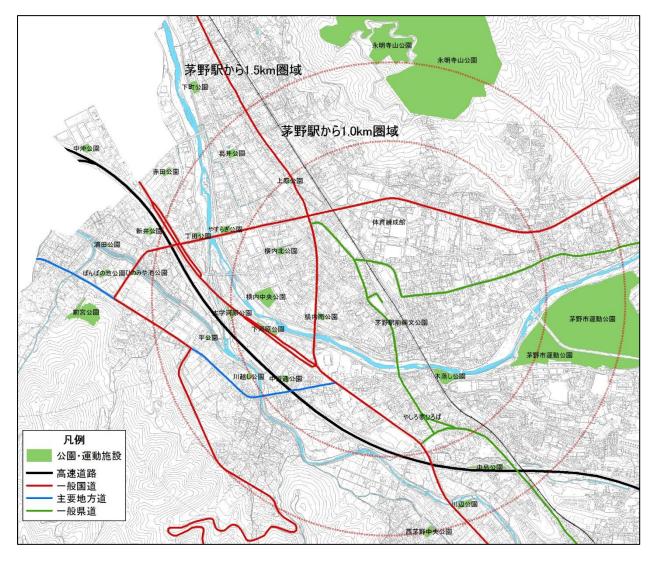


図 2-11 都市公園の分布状況

⑥ その他施設

その他施設として路外駐車場等^{※1}と主な神社^{※2}の分布状況は下図のとおりです。 これによると、路外駐車場は茅野駅西側に2箇所存在し、公共交通利用や駅周辺に おける買い物等に利用されています。

また、主な神社としては、茅野駅の西側、約1.5kmの場所に諏訪大社上社前宮があり、その際、観光客に多く利用される駐車場として諏訪大社上社前宮の前宮駐車場があります。

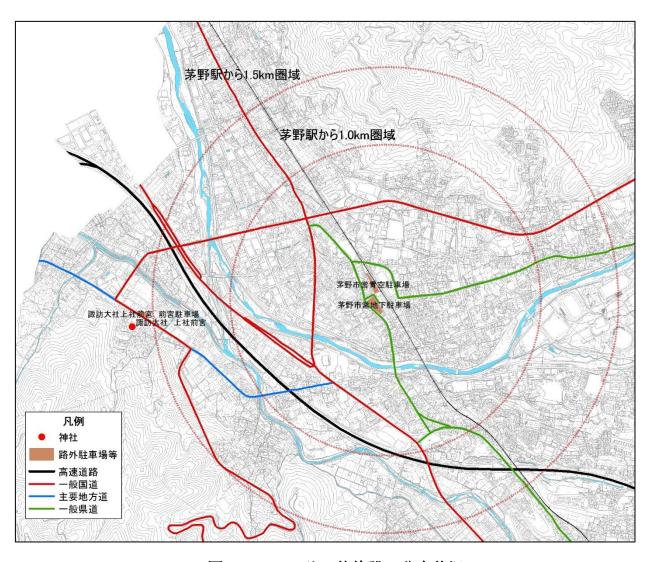


図 2-12 その他施設の分布状況

^{※1} 路外駐車場と観光客が多く利用する駐車場。

このうち、路外駐車場とは、道路の路面外に設置される面積が 500 m²以上の自動車のための駐車施設で、一般的には、時間貸し駐車場、買物客以外も利用可能な駐車場等が該当します。特定の者が利用する駐車場(月極駐車場,専用駐車場)は含まれません。

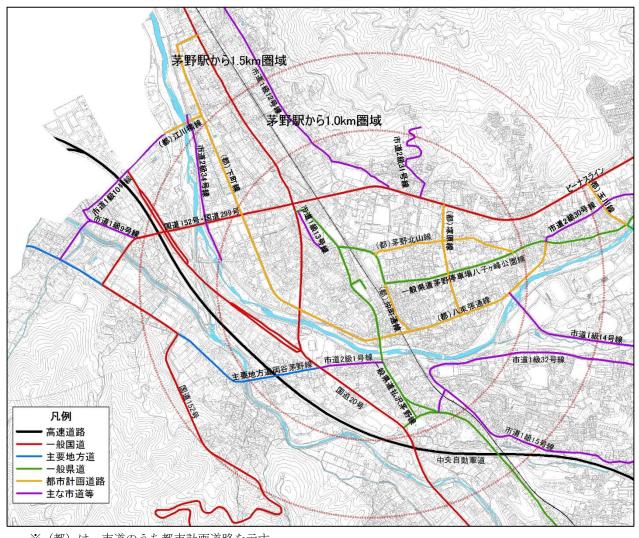
^{*2} 神社包括団体の神社本庁において特別な扱いをされる神社「別表神社」に該当する神社を抽出。

(5) 道路・交通施設

① 道路

道路網は、中央自動車道、国道 20 号、国道 152 号、国道 299 号、主要地方道岡谷 茅野線、一般県道払沢茅野線、一般県道茅野停車場八子ケ峰公園線などにより骨格が 形成されています。このうち、国道 20 号の坂室バイパス (約3.7km) は暫定2車線 で開通しており、今後さらに4車線化の拡幅が予定されています。

また、都市計画道路や市道などがこれら骨格を補完し、道路ネットワークとして形 成されています。



※(都)は、市道のうち都市計画道路を示す。

図 2-13 主要道路網図

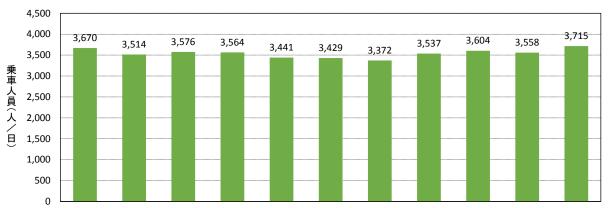
② 公共交通

公共交通網は、JR中央本線と高速バス路線、市内バス路線により形成されています。

公共交通の結節拠点として機能する茅野駅には、スーパーあずさをはじめ日 100 本程度の列車が停車し、日平均 3,700 人の乗車人員があります。

また、広域交通である高速バスの中央道茅野バス停は、諏訪・岡谷・茅野と新宿を結ぶ高速バス路線など、日40便程度が停車し日平均110人の利用があります。

市内のバス路線は、従来の運行を見直し、新たなバス路線として平成 28 年 (2016年) 10 月から定時定路線バス、デマンド交通など 19 路線(デマンド交通含む、季節運行は含まず。)が運行されており、平成 28 年度 (2016年度) は 8.6 万人 (岡谷線、白樺湖線、北八ヶ岳ロープウェイ線及び、その他観光路線除く。) の利用者となっています。

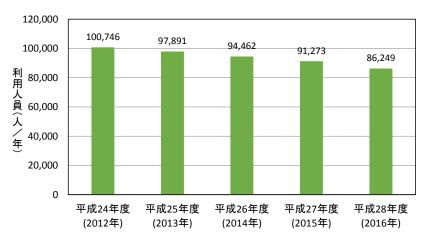


平成17年度平成18年度平成19年度平成20年度平成21年度平成22年度平成23年度平成24年度平成25年度平成26年度平成27年度 (2005年) (2006年) (2007年) (2008年) (2009年) (2010年) (2011年) (2012年) (2013年) (2014年) (2015年) 資料:茅野市の統計(平成 27 年版)、東日本旅客鉄道株式会社 HP



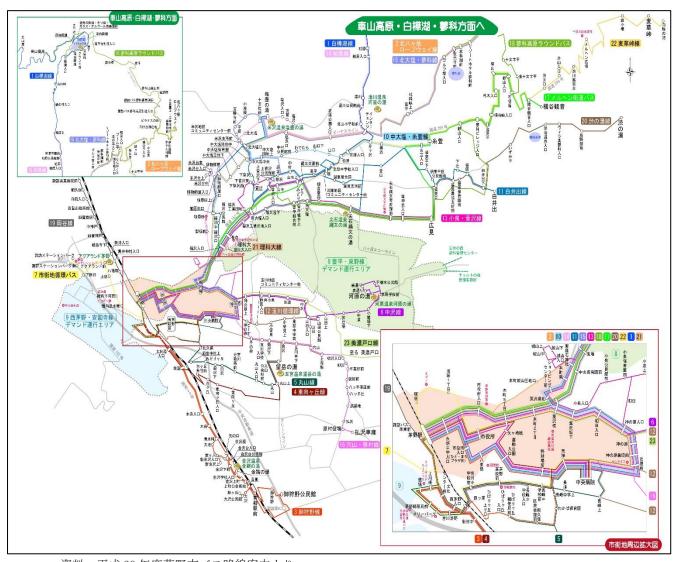
資料:アルピコ交通株式会社

図 2-15 中央道茅野バス停の日平均乗降実績の推移



資料:市統計(岡谷線、白樺湖線、北八ヶ岳ロープウェイ線及び、その他観光路線除く)

図 2-16 市内バス路線の利用者数



資料: 平成29年度茅野市バス路線案内より

図 2-17 茅野市内バス路線網

(6) 観光

茅野市には、八ヶ岳、蓼科、白樺湖・車山などの自然観光地と2体の国宝の土偶(縄 文のビーナス、仮面の女神)などが展示されている尖石縄文考古館など多くの観光資 源が存在し、年間300万人を超える観光客が訪れています。

また、7年ごとの寅と申の年に行われる諏訪大社の御柱祭には多くの人出があり、 平成28年度(2016年度)には約93万人(諏訪地方観光連盟御柱祭観光情報センター調べ)の人出がありました。



資料:茅野市の統計(平成27年版)

図 2-18 観光客数の推移

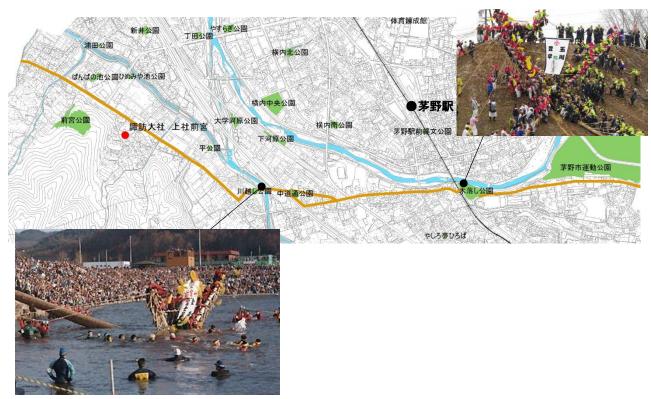


図 2-19 諏訪大社上社の御柱祭曳行ルート

(7) その他

その他市街地周辺における土地区画整理事業の実施箇所と歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するための取組である茅野市地区「あんしん歩行エリア」事業区域、「ゾーン30」指定区域などの位置を下図に示しました。

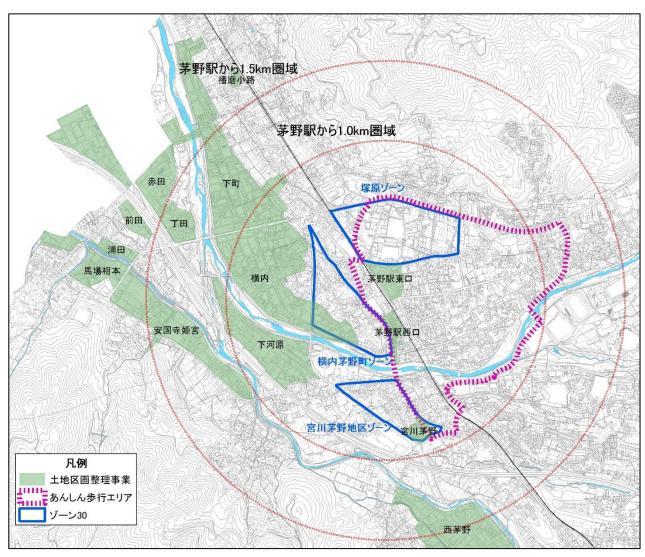


図 2-20 面的な整備・開発地区

あんしん歩行エリアの概要と対策例

あんしん歩行エリアとは、平成15年度(2003年度)以降歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため緊急に対策が必要な地区を指定し、県公安委員会と道路管理者が連携して面的かつ総合的な死傷事故抑止対策を講じるものです。

【対策の概要】

- ■歩行空間の整備
 - ○路側帯の拡幅
 - ○段差・勾配の解消、電線類の地中化
 - ○歩道、自転車道、幅の広い歩道、歩車 共存道路の整備
- ■信号機等の整備
 - ○交通量等の情報をもとに、信号機を制 御
 - ○LED式信号灯器、バリアフリー対応 型信号機を設置
 - ○高輝度・自発光式道路標識等の設置
- ■交差点の改良
 - ○右折車線の設置
 - ○変形交差点の改良
 - ○駐車スペースの確保
 - ○違法駐車の取締り
- ■歩行者・自転車を優先するゾーンの形成
 - ○最高速度規制
 - ○歩行者自転車専用道路の規制
 - ○ハンプの設置



あんしん歩行エリアの整備イメージ

(国土交通省HPより)

「ゾーン30」の概要と対策例

「ゾーン 30」とは、平成 23 年 (2011 年) 9 月から生活道路における歩行者や自転車利用者などの安全な通行を確保することを目的として、区域 (ゾーン) を定めて最高速度 30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応

じて組み合わせ、ゾーン内における速度超過や ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制を 図る生活道路対策です。

【安全対策手法】

- ■交通規制等(ソフト的手法)
 - ○高速度 30km/h の区域規制
 - ○大型車通行止め
 - ○歩行者専用道路
 - ○一方通行 など
- ■物理的デバイス (ハード的手法)
 - ○ハンプ、狭さく、シケイン、ライジングボラード の設置 など



永明小中学校の通学路



ゾーン 30 における主な対策内容(警察庁HPより)

(8) 市街地の移り変わり

茅野駅周辺の市街地整備に係る主な施設整備、土地区画整理事業や大規模小売店舗の出店などの変遷を下表にまとめました。

表 2-1 市街地の変遷(1)

衣 2-1 川街地の変遷 (1)			
	次	主な内容	
明治38年	(1905年)	中央線 富士見、岡谷間が開通	
大正15年	(1926年)	永明村役場が完成	
昭和23年	(1948年)	永明村町制施行によりちの町となる	
昭和25年	(1950年)	ちの保育園が認可	
昭和27年	(1952年)	宮川村保育園が認可	
昭和30年	(1955年)	町村合併促進法に基づき9町村が合併し茅野町となる	
昭和32年	(1957年)	茅野町役場庁舎敷地知事の調停により現在地に決定	
昭和33年	(1958年)	茅野町役場新庁舎が完成	
		茅野町は市制施行により県下14番目の市となる	
昭和39年	(1964年)	第15回全国植樹祭八子ヶ峰にて開催	
昭和41年	(1966年)	市民会館着工、42年11月開館	
昭和44年	(1969年)	特急「あずさ」茅野駅に年間停車となる	
		永明中学校校舎完成	
昭和49年	(1974年)	市役所議場棟が完成	
		永明小学校の全面改築終了	
昭和52年	(1977年)	宮川小学校全面改築終了	
昭和53年	(1978年)	茅野市文化センターが完成	
昭和56年	(1981年)	中央自動車道諏訪ルートが開通	
昭和59年	(1984年)	茅野有料道路が開通	
		江川橋が完成	
昭和60年	(1985年)	丁田土地区画整理が完成	
昭和61年	(1986年)	茅野駅舎が完成	
		諏訪中央病院が完成	
		蓼科有料道路が無料化	
		茅野〜新宿間中央高速バス運行が開始	
昭和62年	(1987年)	ちの地区センターが開設	
		再開発ビル「ベルビア」が完成・オープン	
		都市計画道路「八東張通線」の供用開始	
F. No.F	(1000 5)	都市計画道路「塚原線」の供用開始	
平成2年	(1990年)	健康管理センターが完成	
		「アクアランド茅野」がオープン	
		宮川地区センターが完成 福祉作業所「あすなろセンター」が完成	
平成3年	(1991年)	神長官守矢史料館が完成	
平成5年	(1991年)	中央病院分院リバーサイドホスピタルが開院	
十八八5十	(1993+)	ちの地区センターが完成	
		赤田、下河原土地区画整理事業が竣工	
平成6年	(1994年)	市役所新庁舎がオープン	
1 /9/40 1	(1001)	スーパーあずさ号出発式	
		前田土地区画整理事業が竣工	
平成8年	(1996年)	国道20号諏訪バイパス茅野市区間開通	
	• • •	安国寺トンネルが貫通	
		都市計画街路「玉川線(本町区間)」が開通	
-			

資料:茅野市HP、大規模小売店舗一覧(長野県)等より

表 2-2 市街地の変遷 (2)

	_	表 2-2 市街地の変遷 (2)
年		主な内容
平成9年	(1997年)	西友茅野横内店オープン
		下町、浦田土地区画整理事業が竣工
平成10年	(1998年)	安国寺バイパスが開通
		諏訪ステーションパークオープン
		諏訪中央病院増築改修事業が完成
		四家上こ道橋が完成
平成11年	(1999年)	ヤマダ電機テックランド茅野店オープン
平成12年	(2000年)	西茅野土地区画整理事業を着工
		JR茅野駅ホーム内にエレベーターが設置される
		保健福祉サービスセンターが市内4か所で開所
		家庭教育センター、ちの地区センターにエレベーターが完成
		安国寺姫宮および馬場相本土地区画整理事業を着工
		西部保健福祉サービスセンターが完成
平成13年	(2001年)	新西部保健福祉サービスセンターがオープン
		JR茅野駅あずさ利用者専用パーキング (パーク&ライド) はじまる
平成14年	(2002年)	横内中央公園が完成
		茅野有料道路(100円トンネル)が無料化
		茅野警察署が開署
		「どっこいしょ広場」がオープン
		ビーナスラインが無料化
		横内土地区画整理事業が完成
平成15年	(2003年)	都市計画道路「仲町通線(仲町区間)」が開通
		馬場相本土地区画整理事業が完成
平成17年	(2005年)	「茅野市民館」がグランドオープン
		茅野・青柳駅開業100周年記念イベントを開催
平成19年	(2007年)	ちの保育園竣工
平成20年	(2008年)	都市計画道路「大年線」開通
		茅野消防署、西部分署開署
平成21年	(2009年)	茅野駅西口エレベーター竣工式
		茅野・産業振興プラザが駅前ベルビア2階にオープン
		国道20号「坂室バイパス」のトンネル貫通式
		木落し公園竣工式
		茅野駅東口、家下青木土地区画整理事業が完成
平成22年	(2010年)	地域公共交通実証運行開始
平成23年	(2011年)	茅野市役所内に授乳室を開設
		茅野市消費生活センターを市民課に開設
		国道20号坂室バイパス開通式
		どんぐり手帳配布開始
		茅野・産業振興プラザリニューアルオープン
		地域公共交通新たな実証運行開始
		西口、茅野市安国寺姫宮土地区画整理事業が竣工
平成24年	(2012年)	前宮前ショッピングセンターオープン
平成25年	(2013年)	前宮公園(宮川高部)リニューアルオープン
		長峰中学校竣工
平成26年	(2014年)	宮川保育園竣工
	•	茅野市発達支援センター開所
平成28年	(2016年)	西茅野、宮川茅野土地区画整理事業竣工式
	. , ,	ひまわり作業所・ひまわりの里竣工式
		茅野市ひと・まちプラザ竣工式
		ウエルシア薬局茅野本町店オープン
次心 世界		

資料:茅野市HP、大規模小売店舗一覧(長野県)等より

2-2 上位 · 関連計画等

本基本構想策定に向け、整合、配慮すべき国・県及び茅野市における上位計画・関連計画の下表に示す上位・関連計画の基本的な考え方や本基本構想に関連する事項等を抽出・整理しました。

計画名称 (策定年月)、策定機関

計画の位置づけ、関連する主な内容

第 10 次交通安全基本計画(平成 28 年) 内閣府

交通安全に関する施策の大綱を定めた計画

・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

長野県総合5か年計画(しあわせ信州創造プラン)(平成25年) 長野県

今後5年間の県づくりの方策を明らかにする、県政運営の基本となる計画

・快適で暮らしやすいまちづくり ・いきいきと安心して暮らせる社会づくり

長野県観光振興基本計画(平成25年3月) 長野県

長野県総合5か年計画における観光関連施策の個別計画

・来訪者にやさしいハード・ソフト整備

長野県障害者プラン 2012 (平成 24 年 3 月) 長野県

長野県内の市町村の障害者施策を推進する上での基本的方向を示す計画

・安全で暮らしやすい地域づくり 交通バリアフリー化の推進

第 10 次長野県交通安全計画(平成 28 年) 長野県

交通安全に関する施策の大綱を定めた計画

・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

茅野市民プラン (第4次茅野市総合計画) (平成20年9月) 茅野市

茅野市の長期的、計画的に市政を運営していくための指針となる計画

・「福祉 21 ビーナスプラン(地域福祉)の推進」、「高齢者保健福祉の充実」、「障害者保健福祉 の充実」

茅野市都市計画マスタープラン(平成11年3月) 茅野市

茅野市の将来像、地域別の整備方針、地区における諸計画を定めた計画

・バリアフリーのまちづくり(都市環境のバリアフリー化) など

茅野市地域創生総合戦略(平成27年10月) 茅野市

「まち・ひと・しごと創生」に関する施策についての基本的な計画

・"ひと"と"ひと"とをつなぐ安全・安心な地域をつくる

茅野市建設産業振興ビジョン(平成28年3月) 茅野市

産業振興面における基本的な方針として位置付けられる計画

・にぎわいのある街づくりの推進(建設産業振興ビジョン)

茅野市景観計画(平成22年3月) 茅野市

茅野市らしい景観を守り、育て、つくり出し、将来の世代に引き継ぐ計画

・主要な道路及び駅における玄関口にふさわしい景観づくりの考え方

第2次福祉21ビーナスプラン(平成23年3月) 茅野市

市民参加を基本とした新しい地域福祉のシステムを構築していくための計画

・基本理念4 すべての人にとって豊かで快適に生活することができるまち

第5期茅野市高齢者保健福祉計画(平成24年3月) 茅野市

高齢者の保健福祉を推進する施策を明らかにした計画

・基本目標1 だれもがいつまでも、健康で活発な生活を送れるための支えあい

第2次茅野市障害者保健福祉計画(平成25年3月) 茅野市

茅野市における障害のある人に関する施策を総合的に推進するための基本指針

・計画の目標4 障壁のない、移動しやすい、すべての人に快適なまちづくり

茅野市・原村地域公共交通総合連携計画(平成 22 年 2 月) 茅野市,原村,富士見町

地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

・計画目標2 高齢者層が使いやすい公共交通サービスの提供

位計画

連計

(1) 上位計画の整理

第 10 次交通安全基本計画 (平成 28 年 内閣府)

【基本的な考え方】

■計画の基本理念

【交通事故のない社会を目指して】

【人優先の交通安全思想】

【先端技術の積極的活用】

■第10次計画における重点施策及び新規施策

- ○生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ○生活道路における交通安全対策の推進
- ○通学路等における交通安全の確保
- ○高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備
- ○高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
- ○幹線道路における交通安全対策の推進
- ○事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進
- ○ⅠTSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現
- ○自転車利用環境の総合的整備
- ○高度道路交通システムの活用
- ○災害に備えた道路交通環境の整備
- ○総合的な駐車対策の推進
- ○道路交通情報の充実

【本基本構想に関連する事項】

■施策:生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

ア. 生活道路における交通安全対策の推進

「ゾーン30」の整備やバリアフリー法の生活関連経路を構成する道路を中心として徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取組、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図る。

イ. 通学路等における交通安全の確保

押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充等、通学路における交通安全を確保するためハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

ウ. 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

「高齢者や障害者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる 社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦 性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。

特に、バリアフリー法に基づく重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等の整備を連続的・面的に整備しネットワーク化を図る。

長野県総合5か年計画(しあわせ信州創造プラン)(平成25年 長野県)

【基本的な考え方】

■基本目標

「確かな暮らしが営まれる美しい信州」

■私たちがめざす「未来の信州」の姿

- 1. 世界に貢献する信州
- 2. 「豊かな」ライフスタイルを実現する信州
- 3. 誰にでも居場所と出番がある信州
- 4. 健康長寿世界一の信州
- 5. 一人ひとりの力を引き出す教育県信州

■「未来の信州」の姿を支える仕組み

- 1. 分厚い層が支える共創・協働の社会
- 2. 信州独自の自治による自立度の高い地域
- 3. 交流・連携を深めるネットワーク型社会

■政策推進の基本方針

- 1. 「貢献」と「自立」の経済構造への転換
- 2. 豊かさが実感できる暮らしの実現
- 3. 「人」と「知」の基盤づくり

【その他 本基本構想に関連する事項】

■施策の総合的展開

「快適で暮らしやすいまちづくり」

地域公共交通の確保や身近な生活道路の整備・維持管理を行うととも に、ゆとりある住環境の整備などにより、快適で暮らしやすいまちづくり を進めます。

- ・「健康で長生きできる地域づくり」
 - 本県の全国トップレベルの健康長寿を将来にわたって継承し、発展させていくことをめざします。
- ・「いきいきと安心して暮らせる社会づくり」

高齢者、障害者などを地域社会全体で支える仕組みを構築し、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる社会を目指します。

■各地域がめざす方向とその方策(諏訪地域)

- ・未来へつながる先進技術 活力あふれる自然と伝統の地域づくり
- ・地域プロジェクト:1.人とものが集う快適な空間づくりプロジェクト
 - 2. 健やかな暮らしと人づくりプロジェクト
 - 3. 地域の魅力を活かした活力増進プロジェクト

長野県観光振興基本計画(平成 25 年 3 月 長野県)

【基本的な考え方】

■長野県観光のめざす姿

「信州暮らし」が"憧れ"と"感動"を生む観光立県

■めざす姿の実現に向けた県民、地域及び県全体のあり方

・県民:県民一人ひとりが「信州暮らし」を楽しみ、発信

・地域:地域全体で魅力を高める「観光地域づくり」

・県全体:信州のブランド力を高め、国内外から選ばれる長野県へ

【その他 本基本構想に関連する事項】

■県の観光振興施策

- 「来訪者にやさしいハード・ソフト整備」
 - ・来訪者の利便性や快適性の向上 観光地までのアクセスの向上や、モバイルサイトの充実、観光地トイレ の美化など
 - ・来訪者にやさしい地域づくり 低床バスの導入促進、高齢者に配慮した街路や都市公園の整備など

長野県障害者プラン 2012 (平成 24年3月 長野県)

【基本的な考え方】

■基本理念

「ノーマライゼーション」及びその実現を支える「インクルージョン」の理念のもと、障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重し、支え合いながら、一人ひとりが地域社会の一員として「居場所と出番」を見出すことのできる"共に生きる長野県づくり"を目指します。

■基本的視点

- 1. 地域での自立生活への支援
- 2. 安心して暮らせる生活基盤の確保
- 3. 誰もが暮らしやすい社会づくりの推進
- 4. 保健医療・福祉・教育・労働等の連携強化

【その他 本基本構想に関連する事項】

■分野別施策の方向:安全で暮らしやすい地域づくり:交通バリアフリー化の推進

- ・ユニバーサルデザインの考え方を基本に、鉄道駅のバリアフリー化、ノンス テップバスの普及促進、安全で利用しやすい交通アクセスの確保などの交 通・移動対策の総合的な整備の促進を図ります。
- ・バリアフリー法に基づき、障害者等が道路を安全に横断できるための交通安全施設の整備を推進するとともに、障害者が活動範囲の広域化を図るための道路環境の整備を推進します。
- ・車いすですれ違うことができる幅の広い歩道の整備や電線類の地中化、歩道 の段差切下げ、視覚障害者誘導ブロックの敷設を進め、障害者が活動範囲を 広げることができる歩道のバリアフリー整備を行います。

第 10 次長野県交通安全計画(平成 28 年 長野県)

【基本的な考え方】

■計画に向けた重点課題

- ①総合的な高齢者交通安全対策
- ②通学路の交通安全対策

■主な取組 抜粋

- ○バリアフリー化等、高齢者の安全に資する歩行空間等の整備
- ○車両速度・通過交通の抑止等、人優先の歩行者・自転車対策の推進
- ○ゾーン30、歩車分離式信号、道路環境整備等の促進
- ○地域・関係機関と連携した安全点検の継続実施
- ○通学路の歩道整備、交通規制等による安全な道路空間の確保
- ○通学路・生活道路における交通指導取締りの推進
- ○段階的・系統的な小中学生等に対する交通安全教育の推進

【本基本構想に関連する事項】

■生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

- ①生活道路における交通安全対策の推進
- ア. 安心して通行できる道路空間の確保

県、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等の ゾーン対策に取組、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を 図ります。

イ. 交通規制等による交通安全対策

「ゾーン 30」を整備するなどの低速度規制を実施します。また、高輝度標識等の見やすくわかりやすい道路標識・道路標示の整備や信号灯器のLED化等の安全対策を実施します。

生活関連経路を構成する道路を中心に、高齢者、障がい者等に優しい音響式信号機、経過時間表示機能付き歩行者用灯器等のバリアフリー対応型信号機の整備、歩行者と自動車の事故を防止する歩車分離式信号の整備を推進します。

②高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

ウ. 道路環境のバリアフリー化

高齢者、障がい者等の自立した目常生活及び社会生活を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道、バリアフリー対応型信号機、待ち時間表示装置、昇降装置付立体横断施設、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、障がい者用の駐車ます等を有する自動車駐車場等を整備するとともに、無電柱化を推進します。このほか、バリアフリー対応型信号機、歩車分離式信号を整備します。併せて高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化を推進します。

バリアフリー新法に基づき、重点整備地区に定められた駅の周辺地区等に おいては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやす い幅の広い歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー 対応型信号機等の整備を連続的・面的に整備してネットワーク化を図り、道 路横断時の安全を確保します。

視覚障害者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識、バリアフリーマップ等により、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内します。

茅野市民プラン (第4次茅野市総合計画) (平成20年9月 茅野市)

【基本的な考え方】

■基本理念

茅野市民憲章の理念を基本理念とする。

- 1 恵まれた自然を大切にし、環境をととのえ、美しいまちをつくります。
- 1 すすんで協力しあい、心のふれあう、あたたかなまちをつくります。
- 1 教育に力をそそぎ、郷土を愛し、文化の香りたかいまちをつくります。
- 1 働くことに誇りと喜びをもち、活気ある豊かなまちをつくります。
- 1 心身をきたえ、健康で、明るく住みよいまちをつくります。

■将来像(めざすまちの姿)

「人も自然も元気で豊か 躍動する高原都市」

- ・「ひとの輝き」:様々な分野で「ひとづくり」のための取組を進める。
- ・「みどりの輝き」:人と自然が共生する「環境都市」をめざす。
- ・「まちの輝き」:産業間連携、産学公連携など、それぞれが連携して「産業振興」を図る。さらに、様々な分野でみんなが「安全・安心」に暮らせるまちづくりを進める。

■まちづくりの8つの政策

- 1. お互いに支えあい、その人らしく暮らせるまちづくり
- 2. 好きなまち・誇れるまち・未来につなぐ環境都市をめざす
- 3. 生涯を通じて楽しく学び続ける、元気で心豊かな市民を育む
- 4. 住みやすく、働きやすく、訪れてみたい緑のまちづくり
- 5. 快適で安らぎのある高原都市づくり
- 6. 住民自治のしくみづくり
- 7. 心豊かな多文化共生社会を創る
- 8. ひとにやさしい情報文化都市づくり

【その他 本基本構想に関連する事項】

■8 つの政策を支える 43 の施策 (一部抜粋)

- 福祉21 ビーナスプラン(地域福祉)の推進
- ・高齢者保健福祉の充実
- ・障害者保健福祉の充実
- ・観光の振興
- ・安全で快適な道路・河川等の整備充実
- 快適な都市環境の整備充実
- ・中心市街地活性化と都市計画道路の整備により交通環境の整備を行うととも に、電線・電話線等の地中化とバリアフリー化による歩行者環境の整備を進 め、安全で快適な住環境の整備を図り、活力ある魅力的な都市環境を再構築 します。

茅野市都市計画マスタープラン(平成11年3月 茅野市)

【基本的な考え方】

■目標都市像

八ヶ岳の自然と共生し、躍動する交流拠点都市

■基本方針

- 1. 創造的な拠点の形成
- 2. 優れた環境の保全・創造
- 3. 交流を支える行動軸、活動軸の形成
- 4. 市民主体の都市

【その他 本基本構想に関連する事項】

■福祉のまちづくりの基本方針

①バリアフリーのまちづくり(都市環境のバリアフリー化)

高齢者や障害者、子供などが快適に暮らしやすく、安全に行動できる都市環境を目指して、バリアフリーのまちづくりを目指します。福祉施設や交流施設等の公共的施設の整備にあたっては、公共交通路との関連、施設相互間の関連等に配慮し、自由に移動できる空間の確保を目指します。

②歩行空間の確保と整備

高齢者や障害者などすべての市民が安心して外出できるよう、車いすなどの通行も考慮した歩行空間の整備を進めます。特に、中心市街地等の人が集まる拠点では、車いすも通行できる歩行空間網の整備を目指し、歩道の確保、段差の解消、ポケットパークの整備、公共施設や駅でのバリアフリー化等、総合的・連続的な整備を促進します。

③利用しやすい建築物の整備

公共的な建築物については、高齢者や障害者などすべての市民が安全に利用できるように、整備・改善を推進します。また、民間施設についても計画的な改善整備の協力を要請します。

④住宅の整備・確保(住まいのバリアフリー化)

高齢者や障害者が地域で安心して生活できるように、公共住宅などに福祉型住宅の整備を進めるとともに、高齢者や障害者の居住する住宅のバリアフリー化の推進を図ります。

⑤コミュニティ施設等の充実

地域の様々な人々が集うことのできる交流の場の整備充実を進め、社会参加の促進を図るとともに、地域福祉や地域文化形成の基盤となるコミュニティの育成と安心して生活できるまちづくりを推進します。

茅野市地域創生総合戦略(平成 27 年 10 月 茅野市)

【基本的な考え方】

■基本コンセプト

「5000年の歴史(とき)を未来につなぎ 力強く明日が輝く茅野市をつくる」

■基本目標

- 1. 魅力あるしごとをつくる~茅野市で働く~
- 2. 選ばれるまちをつくる~茅野市に移り住む、茅野市に帰る~
- 3. 楽しいまちをつくる~茅野市を訪れる、茅野市で遊ぶ~
- 4. 若い世代を応援する~茅野市で産む、茅野市で育てる~
- 5. "ひと"と"ひと"とをつなぐ安全・安心な地域をつくる~茅野市で暮らす~

【その他 本基本構想に関連する事項】

■具体的な施策

基本目標5"ひと"と"ひと"とをつなぐ安全・安心な地域をつくる

- ○地域コミュニティ活動の活性化のための支援を行い、地域の身近な問題を 自ら解決することができるコミュニティづくりを進める。
- ○福祉21ビーナスプラン及び地域福祉行動計画を推進し、お互いに支え合い、住み慣れた地域でその人らしく暮らせるまちづくりを進める。

(2) 関連計画の整理

茅野市建設産業振興ビジョン (平成28年3月 茅野市)

【基本的な考え方】

■産業振興ビジョンの基本目標

住みやすく、働きやすく、訪れてみたい緑のまちづくり

快適で安らぎのある高原都市づくり

~ 茅野ブランド構築による活力と活気あふれる産業都市をめざして~

- ・商業振興ビジョンの基本目標 ~元気ある商業者の育成・支援と街の活性化~
- ・工業振興ビジョンの基本目標 ~既存企業の底力向上~
- ・観光振興ビジョンの基本目標 ~茅野市観光ブランドの開発と発信・活用~
- ・農業振興ビジョンの基本目標 ~特産品を創り出し儲かる農業に~
- ・林業振興ビジョンの基本目標
 - ~地域が一体となった森林・路網整備による健全な森林づくり~
- ・建設産業振興ビジョンの基本目標
 - ~将来の茅野市を創造するまちづくりの提言・推進~

【その他 本基本構想に関連する事項】

■建設産業振興ビジョンにおける「にぎわいのある街づくりの推進」

生活基盤の整備(雇用、町並み、教育、医療)、子育て支援などの施策についても、今後幅広く意見を募り、具体的な取組を検討、実施していきます。

茅野市景観計画(平成22年3月 茅野市)

【基本的な考え方】

■基本理念

八ヶ岳の眺望と調和した ふるさと茅野のまちづくり

~ 優れた景観を守りつつ ~

■景観づくりの基本的な方針

- (1) 自然環境の保全
- (2) 眺望の確保
- (3) 歴史文化景観・環境の保全
- (4) 自然景観、歴史文化景観などと調和した街並みづくり
- (5) 主要な道路及び駅における玄関口にふさわしい景観づくり
- (6) 景観を阻害する要素の是正
- (7) パートナーシップで行う景観づくり

【その他 本基本構想に関連する事項】

■主要な道路及び駅における玄関口にふさわしい景観づくりの考え方

観光リゾート地でもある茅野市にとって、主要な道路や駅は、多くの来訪者を迎え入れる玄関口とも言える場所です。

このため、主要道路沿道及び駅周辺では、良好な景観づくりを積極的に進めることとします。

第2次福祉21ビーナスプラン(平成23年3月 茅野市)

【基本的な考え方】

■基本理念

●基本理念1:一人ひとりが主役となり、「共に生きる」ことができるまち

一人ひとりの生命(いのち)が尊ばれ、社会の中で一人ひとりが主役となり、同じ茅野市民として、平等な立場でお互いがそれぞれの存在を認め合いながら「共に生きる(ノーマライゼーション)」ことができるまちをめざします。

●基本理念2:生涯にわたって健やかに、安心して暮らせるまち

一人ひとりが、生涯にわたって安心して暮らせるよう、地域のなかで精神 的にも社会的にも自立し、その人らしく暮らせるように、個人の生活を総合 的にとらえ、保健・医療・福祉の専門職員と地域社会とが一体となって支援 するシステムを確立します。

●基本理念3:ふれあい、学びあい、支えあいのあふれるまち

子どものときから生涯にわたって地域福祉を学ぶことを大切にします。 住民が地域福祉に関心を持つことによって、積極的に地域福祉活動へ参加 できるようになり、ボランタリー(自発的)な支えあいの意識の基に、住民 が主体で進めていく支えあいの活動(インフォーマルサービス)を盛り上げ ていきます。

●基本理念4:すべての人にとって豊かで快適に生活することができるまち

すべての人が心豊かで快適に生活することができるまちにするために、さまざまな日常生活の不便を取り除き、居住環境·都市環境を整備し、子ども・家庭や障害者、高齢者が暮らしやすい障壁のない(バリアフリーの)まちづくりを進めます。

第5期茅野市高齢者保健福祉計画(平成24年3月 茅野市)

【基本的な考え方】

■テーマ

「ここで、ともに」をめざす、地域包括ケアシステムの確立

■第5期計画のテーマを支える3つの柱

- (1) だれもがいつまでも、健康で活発な生活を送れるための支えあい
- (2) だれもが地域で孤立することなく互いに支えあえるような地域づくり
- (3) 公的なサービスや資源の有効な活用

■基本目標

- ① 生活基盤・セーフティーネットの整備による在宅福祉の推進
- ② 健康増進による介護予防の推進
- ③ 高齢者の社会参加と福祉的予防の推進
- ④ 利用者本位の福祉サービスの取組と支援
- ⑤ 権利擁護の取組と支援

第2次茅野市障害者保健福祉計画(平成25年3月 茅野市)

【基本的な考え方】

■計画の目標

(1) 自己実現と社会参加への支援

障害に対する誤解や偏見を解消し、障害のある人が住み慣れた地域で生涯にわたって安心して生活することができる地域づくりをめざし、継続的でよりきめ細やかな普及啓発活動の取組が求められます。福祉教育を充実させ、子どもの時から障害についての理解を進めるとともに、障害のある人自身も「その人らしく」「生きがいと役割を持って」「当たり前の存在として」より積極的に社会参加できるよう、支援活動の充実を図ります。

(2) 生涯にわたった支援体制とケアマネジメントシステムの確立

生涯を通じて安心した生活が営めるよう、総合的支援体制を確立し、一貫した支援を実現します。

障害のある人一人ひとりの多様なニーズに対応するため、特性や生活の個人差に合わせた丁寧なケアマネジメントが、必要とする全ての障害のある人に提供できるよう、保健福祉サービスセンターをはじめとする各相談窓口の体制整備の更なる充実を図ります。

(3) 地域を基盤とした自立生活の支援

より身近な地域の中で一人ひとりの個性が大切にされ、自分らしさを持って自立生活を営み、豊かでいきいきとした暮らしの実現のために、支えあいの「福祉でまちづくり」を推進します。

(4) 障壁のない、移動しやすい、すべての人に快適なまちづくり

生活のさまざまな場面(環境(建物・交通等)、情報、制度など)において、 障害のある人もない人も、平等に豊かで快適に生活を営めるよう、地域社会 へのアクセス・利用しやすさ(アクセシビィティ)を追及し、安全・安心な まちづくりを進めます。

また、障害のある人と健常者がお互いに認め合い理解しあえるよう、心の バリアフリーに取組ます。

茅野市・原村地域公共交通総合連携計画

(平成22年2月 茅野市、原村、富士見町)

【基本的な考え方】

■基本方針

- 1 利用者重視の検討
- 2 運行効率の改善と支援すべき対象とのバランス配慮
- 3 公共交通に対する公平性、経済性への配慮

■計画目標

- (1) 支援すべき対象に焦点を当てた公共交通サービスの提供
- (2) 高齢者層が使いやすい公共交通サービスの提供
- (3) 現状の利用形態を踏まえたバス路線の再編による運行効率の改善

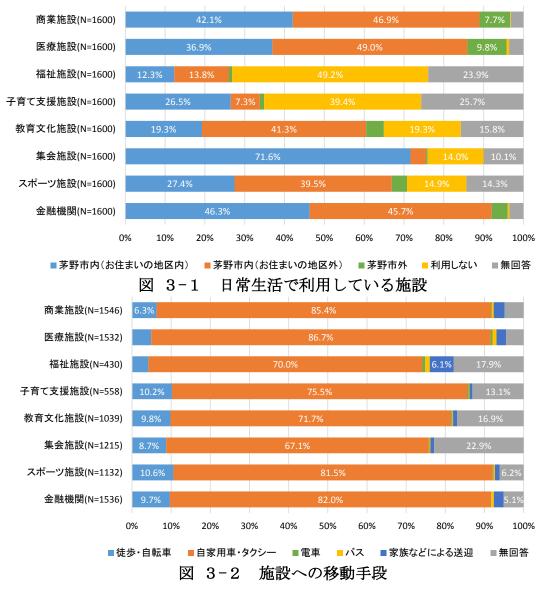
3-1 既往アンケート調査結果からの市民意向

ここでは、日常生活で利用する施設やその移動手段、バスの利用頻度、バリアフリーに関連する事項の満足度・重要度の意識について、既往アンケート調査結果より整理を行いました。

(1) 日常生活で利用している施設と移動手段

日常生活で使用している市内の施設としては、「商業施設」「医療施設」「金融機関」が多い状況となっています。

また、それら施設への移動手段としては、「自家用車・タクシー」が多く、施設により7~9割が「自家用車・タクシー」という回答状況となっています。



資料: 平成28年度「茅野市都市計画マスタープラン」の見直し及び「茅野市立地適正化計画」の策定に関するアンケート調査結果(平成29年3月)より。

アンケート調査は市内在住の 20 歳以上 80 歳未満の方の 4,000 人を対象に実施。回収数は 1,600 人(回収率 40%)。

(2)バスの利用頻度

日常生活におけるバスの利用頻度は、「利用しない」という回答が約 85%と大半を占め、次いで「年に数回」が 9.4%、「月に数回」が 2.0%と続き、全体に占めるバス利用の状況としては非常に少ないことがわかります。

資料: 平成28年度「茅野市都市計画マスタープラン」 の見直し及び「茅野市立地適正化計画」の策定 に関するアンケート調査結果(平成29年3月) より。

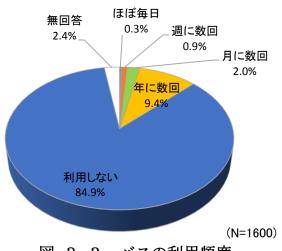
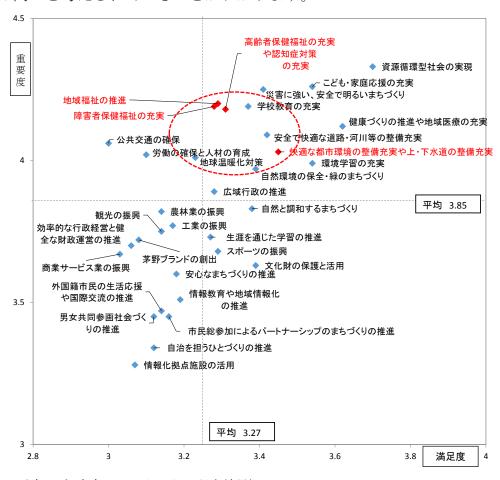


図 3-3 バスの利用頻度

(3) 茅野市の行政に関する満足度・重要度に関する調査

市行政に関する項目別の満足度・重要度より、「地域福祉の推進」「障害者保健福祉の充実」「高齢者保健福祉の充実や認知症対策の充実」「安全で快適な道路・河川等の整備充実」などのバリアフリーに関連した項目をみると、一定の満足度は有りつつも、重要度は高いと考えられていることがわかります。



(資料:平成29年度市民アンケートの調査結果)

アンケート調査は、市内在住の 20 歳以上 80 歳未満の方 1,900 人を対象に実施。回収数は 551 人 (回収率 29.0%)。

図 3-4 市行政に関する項目別の満足度・重要度

3-2 まち歩き点検

高齢者や障害者等が日常生活を行うなかで、移動が困難に感じる、移動の際に危険を感じるなどの障壁(バリア)がどのようなものなのか実際にまちを歩いて点検しました。

また、まち歩き点検において現場で見つけた問題点や感じたことなどの意見交換 (ワークショップ) も実施しました。

(1)調査の概要

■実施日時: A~Dルート: 平成29年(2017年)7月29日(土)、30日(日)

8:45~11:00:まち歩き点検

11:00~12:00:ワークショップ(意見交換)

茅野駅構内:平成29年(2017年)10月26日(木)

14:00~16:00:茅野駅構内、意見交換

■点検ルート(下図参照)

ハハイ大ノ・		
ルート	点検ルート(施設、道路)	参加者数
Aルート	市役所議会棟 、市道 2 級 26 号線, 1 級 2 号線、一般県道茅野 停車場八子ヶ峰公園線、 市民館・茅野駅及び自由通路周辺	14名
вルート	メリーパーク、国道 20 号、市道(4 ブロック 79 号線, 75 号線, 80 号線)、一般県道払沢茅野線、文化センター、青空駐車場、ベルビア	12名
Cルート	主要地方道岡谷茅野線(川越し公園、前宮駐車場、守矢史料 館駐車場、寒天組合などの地点より)、市道2級1号線、一 般県道払沢茅野線	8名
ロルート	市役所議会棟、市役所受付付近 、一般県道茅野停車場八子ヶ 峰公園線、 茅野駅、自由通路、茅野市役所ベルビア店受付、 市 民館、メリーパーク	12名
茅野駅構内		10名

※太文字は施設、その他は道路名



※点線は自動車での移動

図 3-5 まち歩き点検ルートと施設

(2) まち歩き点検、意見交換会の結果

① Aルート

【市道1級2号線】

- ▲交差点部のスペースが狭く車いすが入れな
- ▲積雪時は除雪の雪 などで歩きづらい。
- ▲グレーチング穴の 大きさと境の段差。
- ◎除雪しやすい歩道 というものも必要。



交差点部の状況

【市道2級26号線等】

- ▲歩道の幅が狭い。
- ▲側溝にグレーチングや蓋が無い。
- ▲グレーチングの隙間が大きく杖が挟まってしま
- ▲歩道のアップダウンが多く歩きづらい。
- ▲グリーンベルトは少なくとも車いすが通れる幅を 確保する必要がある。
- ▲車いすの車輪がはまりやすい箇所がある。
- ▲歩道上の鉄板が段差になっている。
- ▲民地への出入り口も段差が大きい。
- ▲歩道や交差点部に電柱や看板などがあり障害とな



市道 2 級 26 号線 の状況



市役所南側の道路状況

●茅野市議会棟

【市役所駐車場】

- ▲駐車場スペースが傾斜しており、車いすに乗り 換える際、問題となるのではないか。
- ▲スロープの先に車と の接触を避けるため の緩衝帯か注意喚起 が必要ではないか。



駐車場とスロープの状況

【茅野市民館】

- ▲スロープの傾斜は上るとき大変そう。
- ▲トイレの入り口、手元 に点字があると良い。
- ▲トイレへの案内版がな
- ▲1Fのエレベーター案 内が不足している。



市民館のスロープ

●茅野市民館

●障害者用駐車場に屋根があって良い。 市道2級26号線

▲市民が議会棟に訪れる目的は傍聴(3F)だがエ レベータが無い。

【茅野市議会棟】

- ▲エントランス、施設内に視覚障害者用の案内、 点状ブロックがない。
- ▲サインの統一が必要
- ▲多機能トイレの機能 不足
- ▲棟へのアプローチの 屋根が壊れていた。



エントランスの状況

【自由通路】

凡例

プその他全般に関する意見

施設関連の意見

』道路関連の意見

● よかった点

◎ その他課題等

▲ 問題点

- ▲ベルビアへのスロープ 部分の傾斜が急。
- ▲一部、点字ブロックが 途切れている。
- ▲ベルビア入口のドアが 重く、車いすでは開け ない。
- ▲点字の先に看板があり 障害となる。



駅からベルビア へのスロープ

一般県道茅野停車場八子ケ峰公園線 【一般県道茅野停車場八子ケ峰公園線】

- ●歩道は広くて良かった。
- ▲点字ブロックが途切れている。すり減っている箇 所も存在している。色も分かりづらい。
- ▲下水の蓋やグレーチングの穴が大きい。
- ▲歩道の幅は十分だが、車両引き込み部分の段差が 大きく車いすの走行が不便。
- ▲観光標識等に点字を付けるべきではないか。
- ▲通行するのに楽し さの視点を検討すべ き。
- ▲東口の歩行者信号 の位置が高く、弱視 にとっては視界に入 りづらい。
- ▲東口交差点に視覚 障害者対応音がな V)



点字ブロック状況

【茅野駅】

- ▲手すり素材が金属で冬は冷たい。
- ▲駅前障害者用乗降場所の屋根の長さが不十分。
- ▲東口階段上の点字の 凹凸が浅く方向が分 かりにくい。

●自由通路

- ▲多機能トイレの乳幼 児ベビーベットが壊 れている。
- ▲タクシー乗り場まで の点字ブロックがな V,



1F多機能トイレ

【その他全般】

- ▲歩行者通路など凹凸で車いすでの通行が困難。
- ▲トイレの案内が不足している。
- ▲施設等の利用できる時間帯などの表示がない。
- ▲歩行者用信号機に音声がない。
- ▲点字のデザインに統一性がない。
- ▲点字の先に看板があり障害となる。
- ▲多機能トイレなどの呼び出しボタンを押して誰 が来るか不安。表示が必要。
- ▲信号機や交通標識の設置の仕方が統一されてい
- ◎照明の照度について検討をする必要がある。
- ◎多機能トイレ内の設 備配置を再考する必 要がある。
- ◎時代とともに作られ ている部分があるの で、その違いを減ら していくことも必 要。



39

② Bルート

【ベルビア】

- ▲用意されている車いすの空気が抜けている。
- ▲バス乗り場から各店舗への入り口が急で車いすでは 乗り入れできない。
- ▲南側のスロープは急すぎる。
- ▲エスカレータに音声案内が必要ではないか。
- ▲バスの乗り場がどこにあるかわかりづらい。
- ▲点字ブロックの境がでこぼこで気になる。
- ▲駅のバス乗り場は転落防止の柵を付けると良い。
- ▲エスカレータ付近の点字案内がない。
- ◎バス乗り場の段差が高いので注意喚起のアナウンス があると良い。



南側のスロープ

【青空駐車場】

- ▲歩行者帯がない。
- ▲車いすで駅に行くには障害が多い。
- ▲障害者駐車スペースが確保されてい ない。

●青空駐車場

●ベルビア

市道2級1号線



青空駐車場出入り口

一般県道茅野停車場八子ケ峰公園線

【文化センター】

- ▲入口の階段の段差が高い。
- ▲入口のすべり止めは、車いすの移動時抵抗になる。
- ▲障害者用トイレの表示が分かりづらい。
- ▲入口スロープの勾配が急。
- ▲トイレットペーパーの位置などわかりづらい。
- ▲入口の手すりが途中でなくなっている。



多機能トイレ

玄関口の状況

【メリーパーク】

- ●車止めのアイデアは有効。さらに安全のためゴム を付けることも良い。
- ●店前にバス停があると利用しやすい。
- ▲入り口の1枚扉だと車いすで通り抜けできない。 また、車いすでは開けられない。
- ▲自動ドアも手を挟むことがあり、押しボタン式の 自動ドアの方が良いこともある。
- ▲グレーチングの隙間は狭くした方が良い。
- ▲サービス介護士がいると良い。
- ▲道路からお店までの歩行者専用通路が無い。
- ◎トイレットペーパーやボタンの位置を地域で統一 すると良いと思う。
- ◎バスの時刻表に音声案内があると良い。
- ◎盲導犬への配慮も必要ではないか。
- ◎店頭に介助を求めるインターホンがあるが周知さ れておらず、HPなどに掲載すると良いのではな いか。



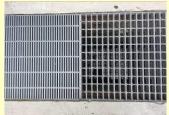
多機能トイレの点検風景



店頭のインターホン



工夫された車止め



使い分けられた グレーチング



雪かきで剥がれた点字

【市道、一般県道払沢茅野線】

- ▲歩道部は車いす単独で動くには段差や障害が多い。
- ▲車両乗り入れ部のスロープが急で車いすでは危険。
- ▲路肩に蓋の無い水路があり危険。
- ▲連続性のある導線が必要。
- ▲点字ブロックの注意喚起表示がない。横断歩道が分からない。
- ▲信号機に音声案内が無い。
- ▲視覚障害者は交差点の押しボタン位置が分からない
- ◎信号機の設置時に試験的な体験など行い、意見を聞いてほしい。









横断歩道の案内 整備された点字ブロック

【その他全般】

- ●県の福まち条例で担保されている施設 は比較的しっかりしている。
- ◎今回の計画では、既存法令等で見逃さ れている点について光を当てるべき。
- ◎全ては無理。主たる経路に点字があれ ば良い。



凡例

施設関連の意見

道路関連の意見

その他全般に関する意見

- よかった点
- ▲ 問題点
- ◎ その他課題等



③ Cルート

【守矢史料館駐車場、前宮駐車場】

- ▲駐車場と通路部が未舗装。
- ▲駐車場のロープが浮いていて危険ではない
- ▲障害者の乗降は困難。
- ▲駐車場と歩道の段差が違いすぎる。
- ▲障害者や外国人対応の地図など案内板あると わかりやすい。
- ▲誘導ブロックが未敷設。



駐車場の状況

【主要地方道岡谷茅野線】

- ●片側の歩道は広くて安全。
- ●片側の歩道は車いすでも十分なスペースがあ
- ▲グレーチングの穴に杖が入ってしまう。
- ▲道路面がでこぼこしている。
- ▲障害者や外国人対応の地図など案内板あるとわ かりやすい。
- ▲自転車用通路があると良い。
- ▲路側帯が途中からなくなっている。
- ▲止まれの標識が歩道上にあり見えづらい
- ▲横断歩道と歩道の段差
- ▲自転車利用者への配慮が必要。
- ▲歩道の連続性を確保する必要がある。
- ▲歩道のグレーチングの目が粗い。
- ▲巻き込み部の擦り付けに問題がある。
- ▲交通量が多いが歩道がない。
- ▲宮川橋で歩道が途切れている。



整備された広い歩道



整備された歩道の反対側



交差点部の状況



交差点部の段差



歩道がない宮川橋付近。

凡例

- が設関連の意見
- 』道路関連の意見
- **プその他全般に関する意見**
- よかった点
- ▲ 問題点
- ◎ その他課題等

【一般県道払沢茅野線】

- ●歩道と民地が平らで歩きやすい。
- ▲点字ブロックが安全に配置されていないところが多
- ▲歩きやすいが点字ブロックが連続していない箇所が
- ▲CCBox 等の蓋などで点字ブロックが設置できない。





整備された歩道

点字が途切れる状況

【その他全般】

- ▲巻き込み部のすりつけ段差が問題。
- ▲統一的な歩行者用誘導サインが必要。
- ▲建物と道路の一体的な整備の必要性も感じた。
- ▲縁石の段差が気になる箇所が多くみられた。
- ▲歩道のグレーチングの目が粗い。
- ◎これまでの管理者ごとの検討ではなく 一体的な検討が必要であると感じた。
- ◎観光道路であることも踏まえると案内 があると良いと感じた
- ◎全体的に歩道が広いということは良い と感じた。
- ◎路上駐車などをみると意識の改善とい うことも必要だと感じた。



●守矢史料館駐車場付近

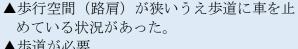
●前宮駐車場





●川越し公園

【中河原線】



- ▲歩道が必要。
- ▲側溝の鉄板がガタガタで穴もある。
- ▲歩行空間(路肩)に雑草があり、車いす、 視覚障害の方は通りづらい。
- ▲コンクリート側溝蓋が両手かけで穴が多く 危険。







歩道(路肩)の状況



側溝の鉄板

④ Dルート

【一般県道茅野停車場八子ケ峰公園線、市役所南側道

- ▲歩道と車道の段差が高く危険。
- ▲視覚障害の方が交差点部と認識できない場所がある。
- ▲歩道がでこぼこで車いすでは大変。





車いすでの走行風景 広いグレーチングにはまる車輪





ベビーカーでの段差確認風景 交差点部の段差確認風景

【茅野市役所ベルビア店】

- ●窓口に筆談の用意はされていてよい。
- ▲施設表示が高く見えづらい。







施設表示の状況

【自由通路】

- ▲ベルビアへのスロープ部分の傾斜が急。
- ▲一部、点字ブロックが途切れている。
- ▲ベルビア入口のドアが重く、車いすでは開けない。
- ▲多言語案内があったがポスターで隠れている。







ベルビア入口のドア 点

●茅野市民館

●自由通路

●茅野市役所ベルビア店

一般県道茅野停車場八子ケ峰公園線

●文化センター

【市役所・議会棟】

- ●窓口に筆談の用意はされていてよい。
- ▲車いすでは傘がさせないのでエントランスに雨よけが必要。
- ▲窓口での筆談は漢字や文章力が求められ図で対話できると良い。
- ◎聴覚障害だとエレベータにインターホンがあっても使えない。存在を確認できるような 工夫が必要。



議会棟のロビー





エントランス

●市役所

議会棟

市役所受付の調査風景

【市民館】

▲入口には電光掲示板がある が中にはなく各部屋にある と良い。





市民館出入り口

市民館内の点字

【その他全般】

- ▲道路や西口タクシー乗り場、地下駐車場などは暗く、 照度の検討が必要。
- ▲茅野駅西口からの中央階段(居酒屋奥)は暗くて危
- ▲ベルビアのエレベータは19時以降地下へは行けず、 階段での移動となっている。
- ▲駅前やまちなかの分煙は必要ではないか。
- ◎障害者は障害に応じた情 報の入手方法があり、情 報の提供方法が重要であ
- ◎建築物はデザインが重視 されることが多いのでバ リアフリーへの配慮を考 えていく必要がある。



【メリーパーク】

- ●店頭のバス停は利用しやすい。
- ▲ATMにインターホンがあるが聴覚障害者は利用で きない。





意見交換風景





凡例

施設関連の意見 〕道路関連の意見

- → その他全般に関する意見
- よかった点
- ▲ 問題点
- ◎ その他課題等

⑤ JR茅野駅構内

【JR茅野駅構内施設】

- ●トイレ、階段などの音声案内はとてもありがたい。
- ●券売機には、点字・音声案内などがあり非常に良い。
- ▲一般的に紙でみる時刻表は左が上り、右が下りに対し、 改札上の時刻表は逆で若干惑う。
- ▲ホームの電光掲示は片側表示で、ホームに来る際はわかるが、ホームにいる人は確認できない。
- ▲ホームのトイレ案内が若干わかりづらかった。
- ◎高速道路のSA・PAのトイレではウォシュレットが導入されており、JRにはまだ少ない。手に障害のある人に向けては、検討していくことが必要だと思う。



点字・音声案内のある券売機



ホームエレベータの ピクトグラム





トイレ入口のピクトグラムと 点字案内



ホームの多機能トイレ



調査風景



調査風景



階段脇と手すりの点字案内

【その他全般】

- J Rには、研修を受けたサービス介助士がおり非常にありがたい。
- ◎無人駅や駅員が少ない駅ではサービス介助士がいない。
- ●全体的に、音声案内があり良い
- ◎電車の車両ドアは、ボタンによる開閉ではじめは戸惑った。現在でもボタンの位置はわかりづらい。
- ◎聴覚障害者には音声はわからない。今後、高齢化が進展し、耳が遠い方が増えると同様の問題が発生するのではないかと思う。
- ◎電車の遅延など音声と同様に、ライブ情報として 文字情報で確認できると良い。
- ◎今回の体験で、全体的に耳の悪い方に対しての情報提供が少ないと感じた。
- ◎今回のような意見を吸い上げる取組が必要だと思う。
- ◎お金がかかることなので、すべてが解決しなくとも、課題の一つだけでも改善できるようになってほしいと思う。



凡例

∞施設関連の意見

↓その他全般に関する意見

- よかった点
- ▲ 問題点
- ◎ その他課題等



第4章 茅野駅周辺地区のバリアフリー化の問題点と課題の整理

これまでに整理した内容を踏まえ、茅野駅周辺地区のバリアフリー化に向けた主な問題点や課題を以下に整理しました。

課題1:主要な建築物におけるバリアの除去の取組

多くの方が利用する施設のうち、近年建築された施設はハートビル法に基づき円滑な利用に配慮された建築物となっています。しかし、ハートビル法施行(平成6年)前に建築されたものについては、出入口,廊下,階段,エレベーター,トイレなど高齢者や障害者等の利用において障壁(バリア)となる要素が存在しているのが現状です。

そのため、これら障壁 (バリア) に気づき、一つひとつ除去していくことにより、 すべての人が安全、安心に利用できる施設づくりを行っていくことが必要です。

課題2:主要な施設を接続する経路の明確化と優先的なバリアフリー化の取組

茅野駅を中心に、市役所周辺や宮川地区などに多くの方が利用する施設があります。 駅からそれら施設や施設間の経路には、歩道の幅員、点字ブロック、グレーチング、 案内など、移動の円滑性や安全性、利便性において課題となる状況が見受けられまし た。しかし、これらすべての道路の課題を短期間に改修・改善することは容易ではあ りません。

そのため、ワークショップでも意見が出されたように、まずは、「主要な施設を接続する主要な経路」を明確にし、バリアフリー化を図ることによって、地域における 移動の円滑性や安全性、利便性を確保していくことが必要です。

課題3:バリアフリーに関する意識を高める取組

まち歩き点検やワークショップにおいて、歩行空間(路肩)への駐車や歩道部の商業看板などが問題点として意見が出されました。このような状況では、いくらハード面のバリアフリー化の整備を進めてもその機能を果たすことはできません。

そのため、ハード面の対策に加え、施設管理者や市民のバリアフリーに対する意識 を高め、協働・協力していくことが必要です。

課題4:継続的な点検・改修の取組

まち歩き点検では、歩行空間(路肩)の雑草や段差、点字ブロックの剥がれ・不連続部分など移動の円滑性や安全性、利便性に支障となっている状況もあります。

そのため、これまでの点検項目にバリアフリーとしての視点・要素を加え、継続的に点検・改修等を行っていくことにより、移動の円滑性や安全性、利便性を維持・向上して行くことが必要です。



第5章 茅野駅周辺地区における移動等円滑化の考え方

5-1 基本的な考え方

現在策定が進められている「第5次茅野市総合計画」では、目指すべき将来像を「八ヶ岳の自然、人、技、歴史が織りなすやさしさと活力あるまち」とし、まちの営みを構成する様々な要素を組み合わせ、紡いでいくことで、暮らしやすく、より住み心地の良いまちを形づくっていくための取組が検討されています。

また、茅野市の地域福祉計画に位置づけられる「第2次福祉21ビーナスプラン」では、「人にやさしくお互いに支えあうまち、住んでてよかった茅野市」を合言葉に、4つの基本理念を掲げ、すべての人が心豊かで快適に生活することができるまちにするために、さまざまな日常生活の不便を取り除き、居住環境・都市環境を整備し、子ども・家庭や高齢者・障害者等が暮らしやすい障壁(バリア)のないまちづくりを目指しています。

茅野市では、これまでも道路、公園などの公共施設のバリアフリー化に取り組んできました。引き続き、今後も地域特性や社会情勢の変化などを考慮し、市民の意見を反映しながらバリアフリーのまちづくりに取り組みます。

バリアフリーのまちづくりを実現していくためには、施設や交通機関等のバリアフリー化とともに、「第2次福祉21ビーナスプラン」に示されるとおり市民一人ひとりの支え合いによって、あらゆる人々のくらしを受けいれるまちを創造していくことが必要です。

そのためには、市民、事業者、行政など、すべての人がバリアフリーの必要性を理解し、まちにある様々な障壁(バリア)に気づき、物理的な取組や運用方法など、一人ひとりができることからバリアフリー化に持続的に取り組むことが重要であり、これらの様々な取組により、高齢者、障害者等をはじめとするあらゆる人々が、くらしやすいまちづくりを目指すものとします。

5-2 茅野駅周辺地区の移動等円滑化の基本方針

基本的な考え方に基づき本基本構想では、茅野駅周辺地区の移動等円滑化の実現に向けた基本方針を以下のように設定します。

方針1 すべての人が安全、安心、快適に暮らせる

まちづくりへの取組の推進

公共交通施設や歩行者空間のバリアフリー化を推進することにより、高齢者や障害者等をはじめとするだれもが、円滑に移動ができる、安全、安心、快適に暮らせるまちづくりに向けた取組を進めます。

方針2 思いやり、支え合いによる心のバリアフリーの推進

生活や移動における物理的なバリア(障壁)を取り除くため、整備や施策を進めていきますが、地形条件など様々な要因からすべてのバリア(障壁)を取り除くことは困難な場合もあります。そのため、高齢者や障害者、妊産婦や幼児など日常生活や社会参加を行う上で、周りの市民が思いやりを持ち、支えあうなど、心のバリアフリー社会の実現に向けた取組みます。

方針3 観光バリアフリーの推進

茅野市は、蓼科、白樺湖、車山高原、奥蓼科、八ヶ岳をはじめとする豊かな観光資源を有しており、毎年多くの観光客が訪れています。さらに、諏訪大社の御柱祭には全国から多くの人々が訪れます。このことから観光で訪れる方々にも優しいまちづくりを進めます。

方針4 市民・事業者・行政の協働によるバリアフリーの推進

バリアフリー基本構想などの計画の実現に向けては、事業者や国・県・市の連携を 図り、不特定多数の人々が利用する施設を含む、一体的かつ重点的なバリアフリー化 を進めます。

5-3 目標年次

本基本構想の目標年次は 2027 年度とし、基本方針に従いバリアフリー化を推進します。なお、バリアフリー化を行う事業及び整備時期等については、事業着手が可能なものから順次行い、2027 度までに事業着手が困難な場合には、2028 年度以降もバリアフリー化に取り組むものとします。

5-4 重点整備地区の設定

(1) 重点整備地区設定の基本的考え方

重点整備地区とは、国が定めた基本方針に基づいて、旅客施設を中心とした地区や、 高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、公共交通機関、建築物、 道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進 する地区のことをいいます。

重点整備地区の設定にあたっては、以下のような要件と留意事項が国の基本方針等において示されています。

~重点整備地区設定の要件及び留意事項(バリアフリー法)~ ≪地区設定の要件≫

①地区の規模及び地区に含まれる施設等に関する要件

- ・地区の規模は概ね 400ha (2km 四方) 未満で生活関連施設*1のうち、旅客施設や特別特定建築物*2がおおむね3つ以上立地していること
- ・施設相互間の移動が通常徒歩であることが見込まれること

②その他の要件

・重点的かつ一体的なバリアフリー化を図るための事業を実施する必要がある地区であること

≪地区設定にあたっての留意事項≫

- ・地域の実情に応じて、複数の地区設定が可能
- ・特定旅客施設※3を含むような地区設定が重要
- ・地区の境界は、町境、字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等 によって、明確に表示して定めることが重要



¹生活関連施設:高齢者や障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設などのことをいいます。

²特別特定建築物:誰もが日常的に利用する官公庁施設や商業施設、また主として高齢者や障害者等が利用する建築物のことをいいます。

³特定旅客施設:1日あたりの平均乗降客数が3,000人を超える旅客施設(鉄道駅・バスターミナルなど)のことをいいます。

(2) 重点整備地区の設定

茅野市の現況と茅野駅周辺地区の移動等円滑化の基本方針に基づき、国の重点整備地区設定の要件及び留意事項を勘案して、本基本構想における重点整備地区を以下の考え方により設定します。

地区設定の考え方① 基本とする範囲は茅野駅からの徒歩圏内に設定

高齢者、障害者等を含む多くの方が利用する生活関連施設が多く存在するJR 茅野駅から半径約1kmの区域(施設間の移動が通常徒歩で行える範囲)を基本とし設定します。

地区設定の考え方② 茅野市の広域交通結節点である中央道茅野バス乗り場も設定

特定旅客施設であるJR茅野駅に、広域交通結節点である中央道茅野バス乗り場も旅客施設として加えた範囲を設定します。

地区設定の考え方③ これまでの安全・安心への取組を継続

これまで進めてきた「あんしん歩行エリア」、「ゾーン 30」など歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するための取組、国道 20 号坂室バイパス事業の宮川地区での取組、一般県道払沢茅野線の改良事業も勘案し設定します。

地区設定の考え方④ 安心して受け入れることができるための取組

あらゆる人を安心して受け入れられる施設づくりは、高齢者や障害者等も含め 誰もが旅行を楽しむことができ、集客にも結びつくとされています。

全国から多くの人々が訪れる諏訪大社の御柱祭の曳行ルートは、このような観光客も安心して受け入れることができるようバリアフリー化に取組みます。

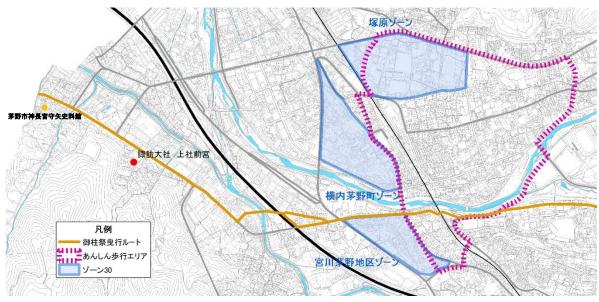


図 5-1 あんしん歩行エリア、ゾーン30指定区域と御柱祭の曳行ルート

上記の考え方を踏まえ、道路や河川を地区境として本基本構想で設定する重点整備地区(約 184ha)を図 5-2に示します。

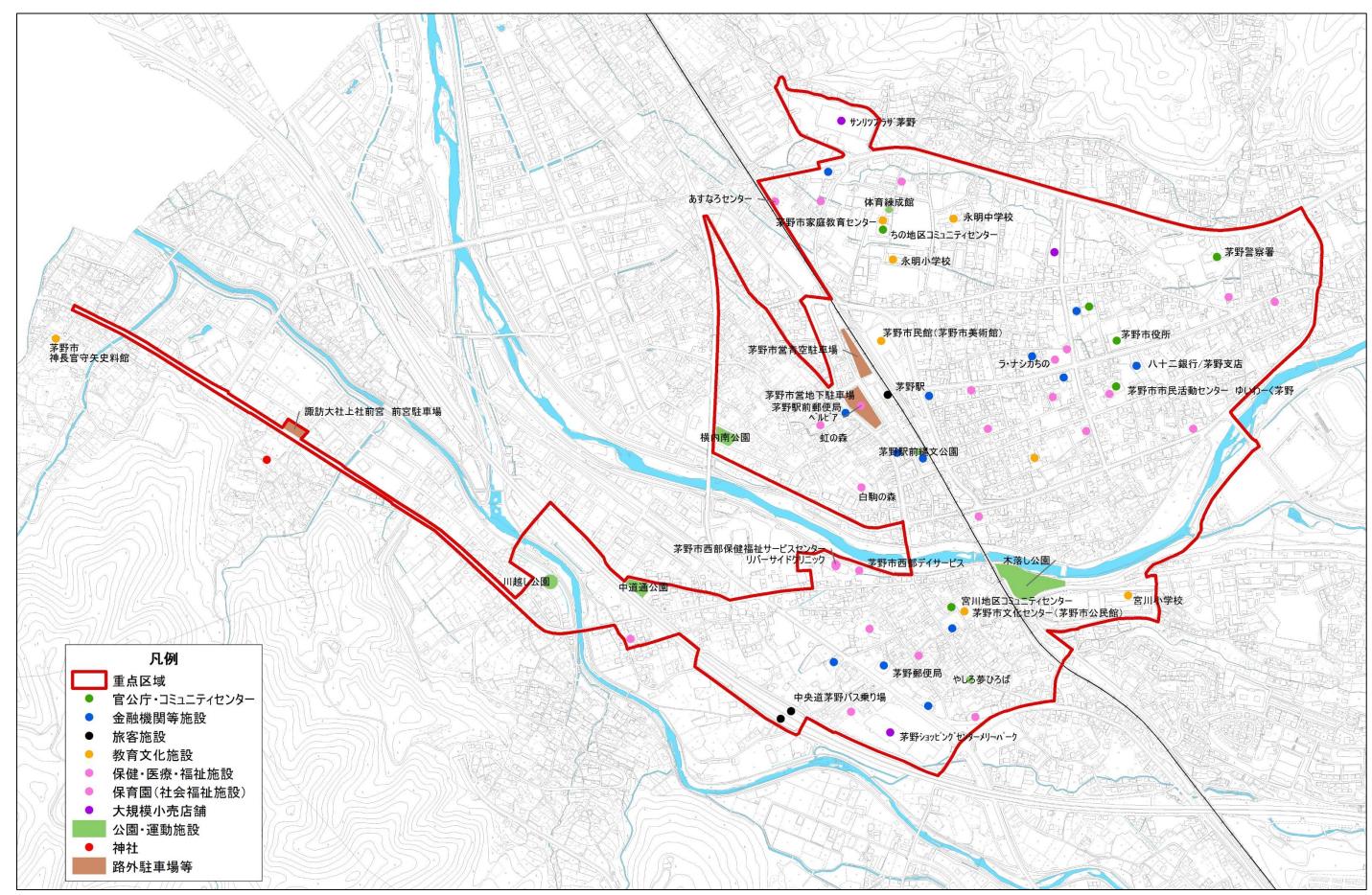


図 5-2 重点整備地区設定図

5-5 生活関連施設の設定

生活関連施設は、バリアフリー法における「公共・民間を問わず、相当数の高齢者、障害者等を含む不特定多数の人が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など、多様な施設を位置づける」という考え方に基づき、以下に示す30の施設を位置づけるものとします。

表 5-1 生活関連施設一覧

	~ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	見
種別	施設名称	選定基準
旅客施設	茅野駅	・平均乗降客数3,000人/日以上
	中央道茅野バスのりば	• 広域交通結節点
官公庁施設	茅野市役所	・市民生活において重要な公共
	茅野警察署	施設、金融機関
	ちの地区コミュニティセンター	
	宮川地区コミュニティセンター	
	茅野市市民活動センター ゆいわーく茅野	
	茅野郵便局	
	八十二銀行茅野支店	
教育	茅野市民館 (茅野市美術館)	・多くの方が利用する公営施設
• 文化施設	茅野市文化センター (茅野市公民館)	
	茅野市家庭教育センター	
	茅野市神長官守矢史料館	
	永明中学校	・災害時の避難場所として機能
	永明小学校	する公営施設
	宮川小学校	
保健•医療	茅野市西部保健福祉サービスセンター	・地域内外を問わず高齢者、障
• 福祉施設	リバーサイドクリニック	害者等も含め多くの方が利用
	茅野市西部デイサービスセンター	する保健・医療・福祉施設
	ラ・ナシカちの	
	介護老人保健施設 虹の森	
	特別養護老人ホーム 白駒の森	
商業施設	サンリツプラザ茅野 (オギノ)	・地域内外を問わず高齢者、障
	メリーパーク	害者等も含め多くの方が利用
	ベルビア	する大規模商業施設
公園、運動	木落し公園	・地域内外を問わず多くの方が
施設	川越し公園	利用する公園
その他施設	諏訪大社上社前宮 前宮駐車場	・観光客の利用が想定される駐
	茅野市営地下駐車場 (ベルビア内)	車場と多くの方が利用する路
	茅野市営青空駐車場	外駐車場

5-6 生活関連経路の設定

生活関連経路としては、バリアフリー法における「生活関連施設相互間の経路」という考え方に基づき、生活関連施設を相互に結ぶ15路線を位置づけるものとします。また、小中学校近隣の主たる通学路2路線を「準生活関連経路」として位置付けるものとします。

表	E _2	生活関連経路
双	ე −∠	土伯渕建辉岭

	ाळा 🖶		
分類	図中 番号	連絡する主な生活関連施設	路線名
	1	茅野郵便局~メリーパーク等	国道 20 号(木舟新井線)
	2	茅野警察署〜サンリツプラザ茅野等	国道 152 号(山ノ手線)
	3	茅野駅・宮川小学校・メリーパーク等~	国道 152 号、主要地方道岡谷茅野線
		茅野市神長官守矢史料館	(参宮線)
	4	茅野駅~茅野市役所・茅野警察署	一般県道茅野停車場八子ヶ峰公園線
			(観音通線)
	5	茅野駅~茅野市文化センター・宮川地区	一般県道茅野停車場八子ヶ峰公園線、
		コミュニティセンター等	一般県道払沢茅野線(大年線、上川橋線)
	6	茅野駅〜サンリツプラザ茅野等	一般県道茅野停車場八子ヶ峰公園線
生			(仲町通線)
生活	7	茅野駅~茅野市民活動センターゆいわ	市道1級1号線(仲町通線)
関		ーく茅野	
関連経路	8	中部保健福祉サービスセンター、茅野市	市道1級2号線(塚原線)
路路		役所、八十二銀行等	
	9	中部保健福祉サービスセンター、茅野市	市道1級3号線(八束張通線)
		役所、茅野駅等 #FBFB	
	10	茅野駅〜サンリツプラザ茅野等	市道 1 級 252 号線
	(1)	茅野警察署~茅野市役所・茅野駅等	市道 1 級 297 号線
	12	茅野駅・宮川小学校・メリーパーク等~	市道2級1号線
		茅野市神長官守矢史料館	
	13	茅野駅~茅野市役所・茅野警察署等	市道2級26号線(茅野北山線)
	<u>(14)</u>	川越し公園~中央道茅野バス乗り場~	市道 4 級 42 号線
		メリーパーク等	
2/664	<u>(15)</u>	茅野駅、中部保健福祉サービスセンター	市道 1 ブロック 328 号線、364 号線
準	Α	永明小・中学校通学路	市道 1 ブロック 267 号線
生活	В	宮川小学校通学路	市道 4 ブロック 96 号線、97 号線、137 号
関連			線
経路			7/45

※カッコ内は、該当する都市計画道路名。

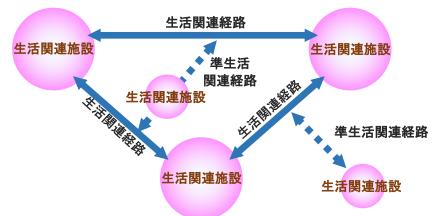


図 5-3 生活関連経路のイメージ

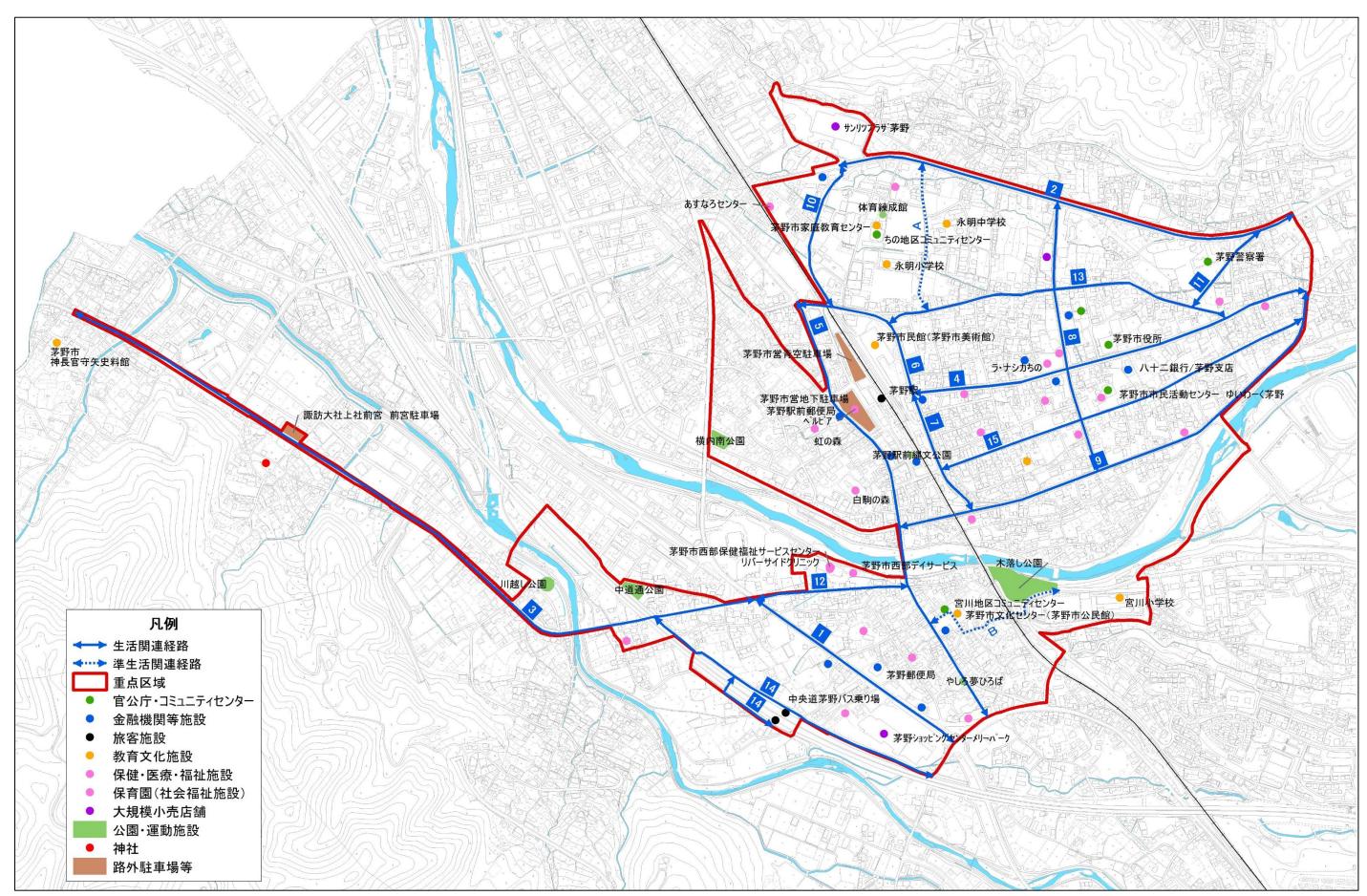


図 5-4図 生活関連施設と生活関連経路

第6章 移動等円滑化のために実施すべき事業

6-1 移動等円滑化のために実施すべき事項の考え方

(1) バリアフリーを推進する事業の枠組み

重点整備地区のバリアフリー化を計画するにあたり、バリアフリー法第2条に基づく特定事業(公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業)については、それぞれの施設管理者又は事業者が講じるべき措置を整理し、計画期間中に実施する義務が生じます。

また、特定事業に分類されないその他の事業については施設管理者の理解を得て必要性や緊急性が高いものから早期に実現するよう努めます。さらに、いわゆる「心のバリアフリー」に通ずるソフト面のバリアフリー事業については、事業者・施設管理者をはじめ、市民全員の責務として捉え、高齢者や障害者等への理解を深めるとともに、「心のバリアフリー」の推進・啓発・スパイラルアップを推進していくこととします。

区分	内容	対象事業	実施時期
特定事業	バリアフリー法第2条に基づ	公共交通事業	計画期間内
	く、バリアフリー化を促進する	道路事業	
	ための事業	都市公園事業	
		建築物事業	
		交通安全事業	
		路外駐車場事業	
関連事業	特定事業以外のバリアフリー化 に向けた取組やソフト事業	限定なし	限定なし

表 6-1 事業の枠組み

(2) 事業の実施期間

本基本構想で設定する特定事業は、移動等円滑化基準に基づき行うものとし、重点整備地区において取り組む特定事業については、本構想の目標年次(2027年度)までの期間を、完成もしくは着手として前期(5年)、後期(6~10年)に分け位置づけるものとします。

なお、本基本構想で設定した特定事業は、あくまで調査段階における問題点を整理 した結果から設定しているものであり、事業実施時には、改めて現状を把握したうえ で、事業の実効性を判断し、精査した内容で事業計画を作成するものとします。

6-2 事業の内容

本基本構想では、事業の必要性や事業実施のための条件についての検討を行い、特定事業及び関連事業を以下のとおり設定します。

(1)公共交通事業

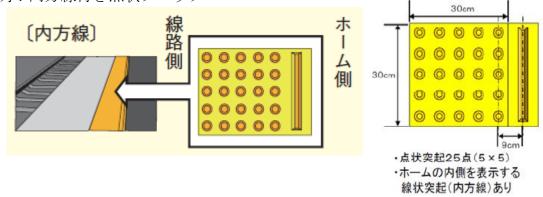
整備方針

- ▶ 高齢者や障害者等にとって、より一層安全で安心な駅舎の整備を図ります。
- ▶ バスやタクシーについては、バリアフリー対応型車両の導入を促進します。

表 6-2 公共交通事業

		20 2	ムハ人心ず木	
事業区分	対象施設	事業者	事業内容	実施時期
関連事業	茅野駅	JR東日本	・内方線付き点状ブロックの設置	
	バス車両	バス事業者	・行先案内のLED化	
	タクシー車両	タクシー事	・ユニバーサルデザインタクシー	_
		業者	の導入促進	
			・タクシー乗務員バリアフリー研	
			修(通称 ユニバーサルドライ	
			バー研修)の受講促進	
			・高齢者、障害者、ベビーカー利	
			用者等への適切な対応に関する	
			研修の開催	

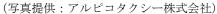
例:内方線付き点状ブロック



資料:「駅ホームにおける安全性向上のための検討会中間とりまとめの概要 平成28年12月」内閣府、「ホームドアの整備促進等に関する検討会中間とりまとめの概要 平成23年8月」(国土交通省)

例:ユニバーサルデザインタクシー







(2) 道路事業

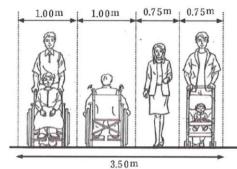
整備方針

- ▶ バリアフリー化された道路のネットワークを形成します。
- ▶ 整備済み路線の適切な維持管理に努めます。

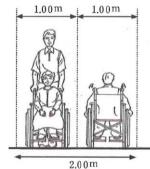
表 6-3 道路事業

		1		
事業区分	対象施設	事業者	事業内容	実施時期
特定事業	国道 20 号 (坂室バイパス現道 拡幅区間)	玉	・バリアフリー化の基準に適合した道路の拡幅整備・中河原交差点の横断歩道橋のエレベーター設置	前期及び 後期
	一般県道払沢茅 野線 (宮川茅野)	長野県	・バリアフリー化の基準に適合し た道路の拡幅整備 ・電線類の地中化	前期
	主要地方道岡谷 茅野線(坂室バイ パス現道拡幅影響区 間)	長野県	・バリアフリー化の基準に適合し た道路の拡幅整備	前期及び 後期
	一般県道茅野停 車場八子ヶ峰公 園線(茅野市 仲町 ~本町)	長野県	・バリアフリー化の基準に適合した道路の拡幅整備 ・電線類の地中化	前期及び 後期
	市道2級1号線 (坂室バイパス現 道拡幅影響区間)	茅野市	・バリアフリー化の基準に適合し た道路の拡幅整備	前期及び 後期
関連事業	市道1級3号線 市道2級1号線 市道2級26号線 市道1ブロック2 97号線 市道4ブロック4 2号線	茅野市	・歩道整備の検討	
	各路線	長野県及 び茅野市	・グレーチングの改良 ・通行経路の案内標識の設置 ・施設の案内サインの充実	

例:歩道幅員の考え方



資料:道路の移動等円滑化整備ガイドライン 例:施設の案内サイン(道路案内標識)



2.00m

例:グレーチングの改良



目の細かいグレーチング





Chino city office

(3)都市公園事業

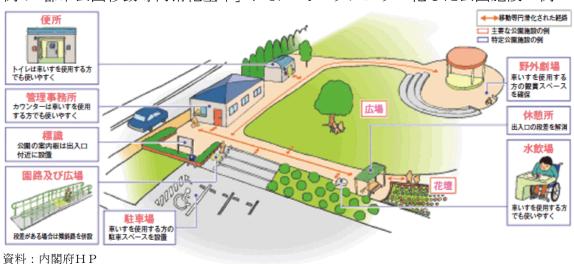
整備方針

▶ 軽微なものについては適宜バリアフリー化を進めるとともに、公園全体については大規模改修時等にバリアフリー化を行います。

表 6-4 都市公園事業

事業区分	対象施設	事業者	事業内容	実施時期
関連事業	木落し公園	茅野市	・バリアフリー化の基準に適合し	_
			た付帯施設等の整備の検討	
	川越し公園	茅野市	・バリアフリー化の基準に適合し	_
			た付帯施設等の整備の検討	

例:「都市公園移動等円滑化基準」によってバリアフリー化した公園施設の例



(4) 建築物事業

整備方針

▶ 軽微なものについては適宜バリアフリー化を図るとともに、建て替え 時にはバリアフリー化を促進するものとします。

表 6-5 建築物事業

事業区分	対象施設	事業者	事業内容	実施時期
関連事業	永明小学校	茅野市	・可能な範囲でのバリアフリー化	_
			の検討	
	永明中学校	茅野市	・可能な範囲でのバリアフリー化	_
			の検討	
	宮川小学校	茅野市	・可能な範囲でのバリアフリー化	_
			の検討	
	茅野駅自由通路	茅野市	・可能な範囲でのバリアフリー化	
			の検討	
	茅野駅西口駅前	茅野市	・可能な範囲でのバリアフリー化	
	広場		の検討	
	建物外構	建築主等	・障害者用駐車スペースの確保	_
			入口の段差解消	
	建物	建築主等	・建物全体のバリアフリー化の推	_
			進	

(5)交通安全事業

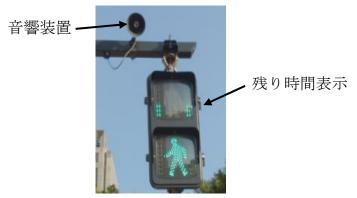
整備方針

- ▶ 道路の改良に伴って、高齢者や障害者等に安全な信号機の設置や改良に努めます。
- ▶ 既存の信号機の適切な管理に努めます。

表 6-6 交通安全事業

事業区分	対象施設	事業者	事業内容	実施時期
特定事業	一般県道払沢茅	長野県公	・既存信号機の高齢者や障害者等	前期
	野線 (宮川茅野)	安委員会	が利用しやすい運用の検討	
関連事業	各路線	長野県公	・既存信号機の高齢者や障害者等	
		安委員会	が利用しやすい運用の検討	

例:音響式信号機、残り時間のわかる信号機



(6) 路外駐車場事業

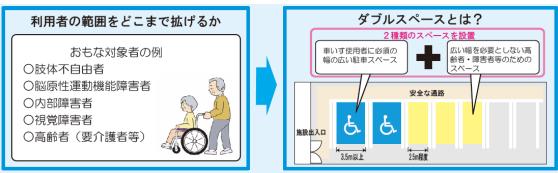
整備方針

▶ バリアフリー化された駐車場整備を促進します。

表 6-7 路外駐車場事業

事業区分	対象施設	事業者	事業内容	実施時期
関連事業	民間施設	各施設	・民間施設のバリアフリー化の促	
		管理者	進に関する啓発	

例:ダブルスペース駐車枠



資料:「障害者等用駐車場の適正利用のために」国土交通省パンフレット

参考:信州パーキング・パーミット制度

信州パーキング・パーミット制度とは、長野県が平成28年(2016年)4月から開 始した制度で、公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障害者等用駐車区画 を適正にご利用いただくため、障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難 な方に、県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。

■ 利用証の種類と利用できる駐車場

利用証

▼重いす使用者



利用証 ▼車いす使用者以外



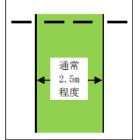
車いす使用者優先駐車区画

(既存の車いすマークの駐車区画)





障がい者等優先駐車区画 (既存の出入口付近の通常区画)





▲案内表示

利用証は、申請者の状況に応じて、 車いす使用者用の利用証または車 いす使用者以外の利用証のいずれ かを交付します。

利用証は、この制度に賛同する協力 施設の、専用の案内表示のある駐車 区画で利用できます。

車いす使用者が優先利用できる幅 広の駐車区画に加え歩行困難な方 等のために施設出入口付近の通常 幅の駐車区画を確保し、交付する利 用証の種類に応じた駐車区画をご 利用ください。

県内協力施設の一覧は、長野県ホー ムページでご確認ください。

■ 利用証交付申請の受付窓口

利用証の交付申請は、県庁及び県保健 福祉事務所のほか、市町村窓口でも受 け付けます。

窓口で申請をおこなう場合は、原則、 利用証を即時交付します。(申請内容 の確認に時間を要する場合は、後日 交付する場合もあります。)

市町村受付窓口は、長野県ホームページ でご確認ください。

利用者 協力施設 駐車場の利用 申請窓口 登録・案内表示 利用証の交付 の送付 市町村 長野県 長野県 利用証の申請 協力施設の届出

資料:長野県HPより

(7) ソフト事業

整備方針

▶ 市民等が高齢者や障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について関心を持ち、理解を深め、自然に支え合うことができるようなまちづくりに取組ます。

表 6-8 ソフト事業

事業区分	対象	事業者	事業内容	実施時期
関連事業	公共施設	茅野市	コミュニケーションボードの導	
			入	
	市民	茅野市	・高齢者や障害者等についての理	
			解促進活動(啓発活動、障害者	
			疑似体験活動など)の実施	
	市民	茅野市・	・自転車や駐輪に関するマナー向	
		長野県公	上活動の実施	
		安委員会		
	民間施設	各施設	・民間施設のバリアフリー化の促	
		管理者	進に関する啓発	





^{まず、}困っている人がいる

ことに気づいてください!

外見上はわからない場合でも、困っている人がいます!

こんな人に出会ったことはありますか?



- ●急に奇声をあげたり、走り回ったりしている人がいます。
- ●隣にいる人のものを触ってしまって、トラブルになってしまっている人がいます。
- ●困っていることを説明できず、また自分から声をかけられないため にモジモジしたり、ウロウロしている人がいます。
- ●フラフラしたり、ぼんやりしたりして、人にぶつかってしまっている人がいます
- ●身体が動いていたり、声や言葉が急に出たりする人がいます。
- ●パニックになって、大声をあげてしまったり、走り回ってしまった りする人がいます。

資料:知的、精神、発達障害のある方とのコミュニケーションハンドブック (国土交通省総合政策局安心生活政策課)



コミュニケーション ボードの例

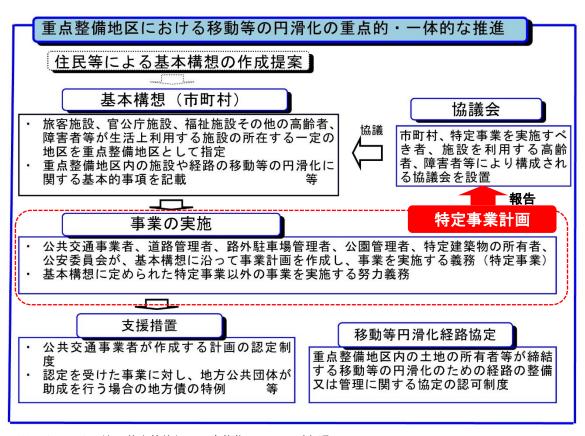
第7章 バリアフリー化の推進に向けて

7-1 特定事業計画の作成

今後は、本基本構想に基づき重点整備地区内のバリアフリー化を推進していくものとし、本基本計画で位置づけられた事業については、公共交通事業者,道路管理者,交通管理者,都市公園管理者,建築物の建築主等、それぞれの各施設管理者等が移動等円滑化基準に沿った形で、財源なども考慮し計画(特定事業計画)を作成することになります。

また、特定事業計画は、早期の作成が重要であることから、本基本構想策定後、1年を目途に作成し、着実に推進が図られるよう、事業実施状況の把握に努めるものとします。

なお、特定事業計画、施工実施の際には、前述のとおり改めて現状を把握したうえで、事業の実効性を判断し行っていくものとします。



※バリアフリー法の基本的枠組みの全体像は3ページ参照。

図 7-1 バリアフリー法の枠組みにおける特定事業計画の位置づけ

7-2 協働のまちづくり

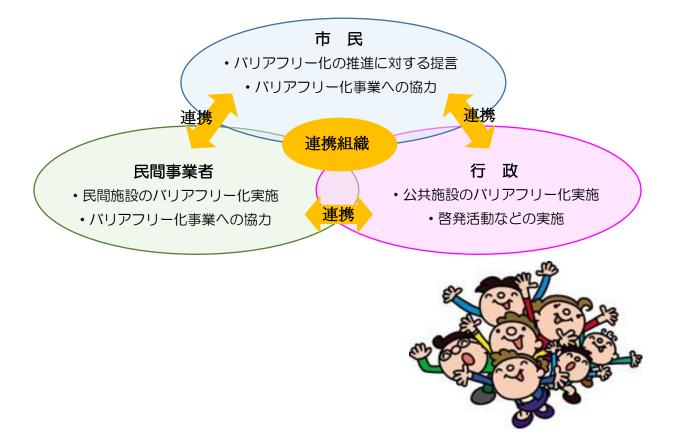
(1) 心のバリアフリーの推進

第5章に茅野駅周辺地区の移動等円滑化の基本方針を示しました。「方針1 すべての人が安全、安心、快適に暮らせるまちづくりへの取組の推進」「方針2 思いやり、支え合いによる心のバリアフリーの推進」「方針3 観光バリアフリーの推進」に向けては、施設整備(ハード面)だけではなく、高齢者、障害者、妊産婦、けが人などの困難、さらには茅野市を訪れた方の戸惑いや困難などを自らの問題として認識し、心のバリア(障壁)を取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要です。

前章には、ソフト事業として「高齢者や障害者等についての理解促進活動(啓発活動、障害者疑似体験活動など)の実施」などをあげましたが、その取組を通じ、市民一人一人がバリアフリー化の重要性や高齢者・障害者等に対する理解を深める「心のバリアフリー」を推進していくことが重要であると考えられます。

(2) 市民、民間事業者、行政の役割と連携の強化

特定事業計画書の作成やバリアフリー化の推進にあたっては、市民、民間事業者、行政の連携の下に進めていく必要があります。そのためには、それぞれが適切な役割分担の下に取組を実施していくほか、市民、民間事業者、行政の意見交換や連絡調整を図って、連携を強化するための体制の整備が求められます。



7-3 継続的な取組の推進

(1) 基本構想の進行管理体制

本基本構想では、重点整備地区における今後 10 年間で取り組むべき事業を整理しましたが、各種事業が適宜・適切に実施され、全体として効果を発揮するためには、 事業期間中も進行管理を行っていく必要があります。

バリアフリー化という目標が、多様な方の安全性や快適性の向上を目標としていることを考えると、本基本構想(PLAN)をもとに各種事業を実施(DO)し、市民や民間事業者の意見を踏まえた事業の進捗と効果の検討(CHECK)、必要に応じた本基本構想の改善(ACT)という「PDCAサイクル」に基づき進めていく必要があります。

このため、本基本構想の策定にあたって設置した「茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会」をベースに、市民や民間事業者が参画した進行管理体制を整備し、 適宜開催していくことが考えられます。

(2) 今後の検討課題

本基本構想の進行管理とともに、今後継続的に検討していくべき主な課題を以下に整理しました。

■ゆとりある歩行空間確保に向けた検討

ゆとりある歩行空間の確保に向けては、現在、有効幅員を阻害している電柱等の除去 (電線類地中化、移設等)についても検討を行い、実施可能な箇所について整備を推進 していくことも必要です。

■案内・誘導情報の提供に向けた検討

道路事業の関連事業として「通行経路の案内標識の設置」に向けては、すべての人が 安全かつ快適に目的まで到達できるような具体的な設置方法、サイン計画を検討してい くことが必要です。その際、特に歩行者が多い道路などでは、視覚障害者などもわかり やすい音声案内誘導システムなど、高度な案内情報の提供を検討、導入していく必要が あります。

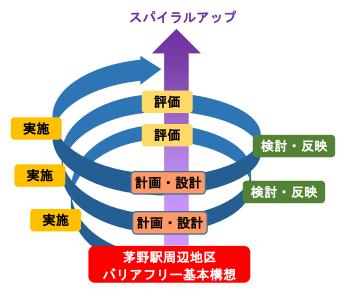
■準生活関連経路における歩道設置や安全対策の検討

本基本構想では、生活関連経路のほか小中学校の主たる通学路を準生活幹線道路として位置付けましたが、道路幅員が狭く、歩道未設置な区間も多く存在しているのが現状です。これらの道路においては、快適な移動経路としての物理的な歩道整備も望まれますが、これまでのゾーン 30 などソフト的な取組の周知・徹底や拡大を図ることによる効果も評価・検証していくことが必要です。

(3) 事業のスパイラルアップ

進行管理体制として先に示した組織では、「PDCAサイクル」に基づきますが事業を進めるものとしますが、事業の進捗や社会状況の変化に対応して、必要に応じて見直しを行い、今後事業をさらに良いものに改善(スパイラルアップ)していくことが求められています。

また、本基本構想では、先導的にバリアフリー化を図る地区として重点整備地区を設定して計画を作成しました。本地区での事業実施を契機として、本基本構想の推進で得たバリアフリー整備に関する知見は、前項に示した今後の検討課題や市内の他プロジェクトや施設整備、改修等の事業機会を捉えて反映を検討し、今後市全域におけるバリアフリー環境の底上げを目指します。



(1)基本構想の策定経過

年 日付	経 過		
平成 29 年 5月 31 日~ 6月 12 日	庁内関係課協議(構想段階)		
6月20日	第1回茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 (構想段階)		
7月12日	茅野市議会全員協議会報告(構想段階)		
7月29日~ 30日	茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 まち歩 き点検		
10月3日~31日	庁内関係課協議(重点整備地区について)		
10月10日~11月10日	第2回茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 (書面会議 重点整備地区について)		
10月15日	第2回茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 資料説明会 1回目		
10月17日	茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 資料説明会(宮川地区区長会)		
10月19日	第2回茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 資料説明会 2回目		
10月20日~ 11月20日 パブリックコメント (構想段階)			
10月24日	茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 資料説明会(ちの地区区長会)		
70月26日 茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 き点検 JR東日本 茅野駅構内点検			
12月7日~ 第1回茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定制 20日 専門部会(書面会議 特定事業等について)			
12月9日~26日	庁内関係課協議(基本構想素案について)		
平成 30 年 1月 10 日	第3回茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会(基本構想案について)		
2月5日	茅野市議会全員協議会報告(基本構想案について)		
2月16日~ 3月2日	パブリックコメント(基本構想案について)		

(2) 茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会設置要領

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー新法」という。)第25条第1項に規定する基本構想(以下「基本構想」という。)の作成及び実施に当たり、同法第26条第1項に規定する協議会として茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次の事項について協議する。
 - (1) バリアフリー新法に基づく基本構想の作成に関すること。
 - (2) 前号に揚げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

- 第3条 協議会の委員は、別表のとおりとする。
- 2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 高齢者団体を代表する者
 - (3) 障害者団体を代表する者
 - (3) 関係する施設設置管理者
 - (4) 公安委員会の職員
 - (5) 基本構想に定めようとする特定事業その他事業を実施すると見込まれる機関の職員
 - (6) 市職員
 - (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から第2条に掲げる事項検討が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故ある時は、副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員よ 都合により協議会を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 会議は、必要に応じて書面による開催とすることができる。

(部会)

- 第7条 市長は、必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。
- 2 部会で協議すべき事項は、市長が定める。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 第5条及び第6条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市建設部建設課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年6月20日から施行する。

(3) 茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

	区分	所属・職名	氏名	専門 部会
法第26条	学識経験者	諏訪東京理科大学 経営情報学部教授	奥原 正夫 (会長)	(部長)
第2項第3号	高齢者団体 の代表者	高齢者会議代表者 玉川地区高齢者クラブ会 長	伊藤 公夫	
	障害者団体	茅野市社会福祉協議会 事務局長	丸茂 丈実	
	の代表者	福祉21茅野 障害者福祉部会	品川 美好	
		福祉21茅野 障害者福祉部会	戸川 榮司	
		福祉21茅野 障害者福祉部会	小平 嘉清	
		福祉21茅野 障害者福祉部会	金井 秀雄	
法第26条	関係する施設 設置管理者	(株)マルエー (メリーパーク)	杉本 浩美 (副会長)	(副部長)
第2項第2号	公安委員会の 職員	長野県茅野警察署 交通課 交通係長	岩下 英樹	
	特定事業を実施		青山 正博	
	すると見込ま	表 1 + 按	(H29. 11. 9	
	れる機関の職員	東日本旅客鉄道株式会社 長野支社 企画 室長	まで) 荒井 茂	\bigcirc
		主以	(H29. 11. 10	
			から)	
		アルピコ交通株式会社 諏訪支社長	小林 忠由	0
		アルピコ交通株式会社 諏訪支社	北原 克美	\circ
		アルピコタクシー株式会社 諏訪支社	網野 徳和	0
		第一交通株式会社 茅野営業所長	竹村 純一	\circ
		茅野バス観光株式会社 代表取締役	小池 源一	0
		長野県タクシー協会 諏訪支部長	山谷 恭博	0
		国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所 副所長	森 浩樹	0
	- 11 L. 20	長野県諏訪建設事務所 維持管理課長	片桐 剛	0
	その他の市が	ちの地区区長会長 仲町区長	田中 栄治	
	必要と認める者	宮川地区区長会長 茅野区長	伊藤恒宏	
		茅野市PTA連合会会長	鷹野 公亮	
		長野県茅野高等学校PTA副会長	宮下 広実	
		東海大学付属諏訪高等学校PTA副会長	奥野 修	
		茅野・原地区医師会	知見 秀雄	
		諏訪中央病院 事務部長 茅野商工会議所 商業委員会副委員長	有賀 秀敏 矢崎 貞和	
		字野尚上云磯別 尚未安貞云副安貞文 茅野市観光協会 副会長	土橋英一	
		市ケ峰西山観光協会 会長		
		長野県建築士会諏訪支部茅野分会会長	<u> </u>	
		国土交通省 北信越運輸局 交通対策部	<u>一开 </u>	
		消費者行政・情報課長 長野県企画部交通政策課長	玉井 直	
		長野県諏訪地方地域振興局 企画振興課長	_{工开} 柳沢 秀信	
		長野県諏訪建設事務所建築課長	米倉雅博	
	市職員	茅野市副市長	<u> </u>	
第2項第1号	111111111111111111111111111111111111111	茅野市教育長	山田 利幸	
和4保粉1万		// 为 IP我 F K	山山 小井	

[※]専門部会の欄の○は専門部会構成員を示す。

茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想

発行 平成 30 年(2018年)3月編集 長野県茅野市(都市建設部建設課) 〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号 TEL(0266)72-2101(代)FAX(0266)82-0235 ホームページ http://www.city.chino.lg.jp



みんなでつくる みんなの茅野市